

朝霞市健康増進センター
プール事故防止等検討委員会

－報告書－

平成 26 年 11 月

朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会

目 次

1. 要 旨	3
【事故の概要】	3
【原因】	3
【調査にあたって】	3
【報告書の作成にあたって】	4
【委員長コメント】	4
2. 委員会の設置等	5
(1) 委員会の趣旨等	5
(2) 委員会の構成	5
(3) 委員会の経過	5
(4) 庁内プロジェクト・チーム (P. T)	6
3. 健康増進センターの施設の概要	7
(1) 施設の概要	7
(2) 温水プールの種類	7
(3) 市の管理体制	7
4. 健康増進センターの利用状況	8
(1) 施設全体の利用者	8
(2) 温水プールの利用者	8
5. 施設の委託・指定管理の状況	9
(1) 指定管理	9
(2) 指定管理者の会社概要	9
(3) 職員体制	9
(4) 職員教育等 (資格)	9
6. 事故の概要・経過 (P. T報告書より抜粋)	10
(1) 事故の概要	10
(2) A氏の状況	10
(3) 事故発生時刻前後のプールの管理体制	11
(4) 事故発見時の事実経過	11
(5) 事故後の応急処置	12
(6) 事故当日 (4月22日) の事実経過等の一覧	13
7. 初期対応の評価	14
(1) 監視体制	14
(2) 応急措置対応	14
(3) ご家族への対応	15

(4) 関係機関等への対応	15
8. 事故の原因と課題.....	16
9. 再発防止対策（要旨）	17
10. プール監視体制についての提言	18
(1) 監視員への再教育制度について	18
(2) 監視場所及び監視位置について	18
(3) 監視人数の見直しについて	19
(4) 有資格者の常駐について.....	19
(5) 障害者利用の再確認について.....	20
(6) 第三者機関による実技指導について	20
(7) 外部研修会への参加について.....	20
(8) 新人研修の見直しについて	21
(9) 緊急体制の見直しについて	21
(10) その他	21
11. 障害者の利用のあり方に対する提言	23
(1) 介助が必要な利用者について.....	23
(2) リハビリプールの利用について	24
(3) プール全体の利用（リハビリプールだけに限らず）について	24
(4) 介助者の確保の方法について.....	25
(5) 障害者利用のまとめ.....	26
(6) その他.....	26
資料	28
指定管理者がすでに対応していること（平成26年11月時点）	29
(1) 平日の監視員を6人体制にすること	29
(2) リハビリプールの監視を徹底すること	29
(3) 研修の実施、資格の取得及び外部機関による認定を取得すること	29
(4) 高齢者や自己申告の運動器疾患の方がリハビリプールを利用すること	29
(5) 自己申告制度を導入すること	29
(6) 障害者の介助の方法を徹底すること	29
プール事故が起こる原因と事故防止対策（協会資料）	34
健康増進センター事故調査プロジェクト・チーム（P. T）報告書	35
協定書（抜粋）	44
仕様書（抜粋）	46
朝霞市健康増進センター指定管理者 申請書類（抜粋）	50
条例.....	57

1. 要 旨

朝霞市健康増進センターわくわくどーむ（以下「健康増進センター」という。）内のリハビリプールにおいて、利用者の死亡事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

溺水事故は、その性質上、重篤な結果に結びつくことが多い。プールを管理運営するものは、プール利用者の身近に存在するリスクを最小限に抑えるため、常に利用上の注意点や監視体制のあり方について、万全の体制を整える必要がある。

こうしたことから、朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、事故原因の究明と再発防止策などを講じる必要があると判断し、調査検討を行った。

【事故の概要】

本件事故は、平成26年4月22日（火）午後5時39分頃、健康増進センター内のリハビリプールにおいて利用者（以下「A氏」という。）が、何らかの原因で水中に沈んでいる状態で監視員に発見され、その後、応急措置等を行うとともに、朝霞台中央総合病院に救急搬送されたが、約1時間後に死亡が確認された事案である。

【原因】

本件事故については、一部の画像を除くほか客観的な証拠がなく、また、関係者の聞き取りからもA氏が何をきっかけに溺れ、また救助できなかったかを断定することができなかった。

しかし、A氏が溺れ死亡につながった原因としては、(1) A氏には持病があったこと、(2) A氏がプール利用中の監視体制に空白が生じ発見が遅れた可能性があること、(3) リハビリプールの利用及び障害者に対する 介助者（付き添いの人）のあり方が明確でなかったことなどにより、事故が回避できなかったことがその要因として推定される。

【調査にあたって】

検討委員会は、朝霞市の条例に基づいて設置されたものであるが、朝霞市からは独立した第三者委員会である。また、その任務は、本件事故の原因の調査と再発防止策の提言にあり、本件事故の関係者に対する責任追及ではない。

捜査機関と異なり強制力はなく、任意調査であることから調査対象者の協力が不可欠であったが、委員会の目的を理解された関係者のご協力を得て調査を進めることができた。

【報告書の作成にあたって】

検討委員会は、事故原因の究明については、現地調査及び関係者への聞き取りを行うとともに、朝霞市健康増進センター事故調査プロジェクト・チーム（以下「P. T」という。）による事故報告書などから導かれた客観的事実関係を記述するにとどめた。

なお、本件事故に関し、警察当局の捜査結果としては、事件性はないと結論付けている。

そのため、報告書の取りまとめにあたっては、主に今後の事故防止対策を取りまとめることに力点をおくこととし、プールの運営管理の専門家の意見から監視体制の強化、また、障害者リハビリ等の専門家の意見から障害者の利用上の注意点などについて助言をいただき報告書に盛り込んだ。

【委員長コメント】

今回の事故はリハビリプールを利用されていた方が、何らかの原因で水没し、搬送先の病院でお亡くなりになられたという痛ましい事故でございます。

7月7日に富岡市長より検討委員会の委員を拝命し、委員長として、これまで5回の会議を開催させていただきましたが、プールの運営管理の専門家である白木副委員長、障害者リハビリテーションセンターの病院長である飛松委員に助けられ、この報告書を取りまとめることができました。

このたびの事故により亡くなられたA氏のご冥福をお祈りするとともに、このような事故が二度と起こらないように、この報告書が、今後の安心安全なプールの管理運営の参考となることを期待しています。

最後に、これまで本委員会にご協力いただいたすべての方々に深く感謝いたします。



朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会

委員長 岩谷 彰

2. 委員会の設置等

(1) 委員会の趣旨等

検討委員会は、朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例（以下「委員会条例」という。）に基づき、平成26年4月22日に発生した、健康増進センター内のリハビリプールにおける死亡事故の原因、経過、発生状況、救護措置及びプール等の利用方法や監視のあり方などを検討して、今後の事故防止に向けた方策を提言することを目的に設置されたものである。

※朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例（平成26年6月制定）

(2) 委員会の構成

検討委員会の構成は、法的、医学的及びプールの運営管理に関し専門的知識を有する委員により構成し、メンバーは以下のとおりとする。

委員長	岩谷 彰	岩谷彰法律事務所（弁護士）
副委員長	白木俊郎	公益社団法人日本プールアメニティ協会理事 公益財団法人日本体育施設協会水泳プール部会長
委員	飛松好子	国立障害者リハビリテーションセンター病院長

(3) 委員会の経過

第1回 平成26年7月7日（月）健康増進センター第2スタジオほか
委員の委嘱、報告、現地調査等について

第2回 平成26年7月16日（水）朝霞市保健センター
監視状況、障害者利用状況について

※A氏の個人情報に関する部分について一部非公開とした。

第3回 平成26年8月4日（月）朝霞市保健センター
事故当日の状況、障害者のプール利用、事故防止対策について

※参考人として付き添いの人を招致した。

※A氏の個人情報に関する部分について一部非公開とした。

第4回 平成26年8月25日（月）朝霞市保健センター
事故防止対策について

第5回 平成26年11月11日（火）朝霞市保健センター
報告書のとりまとめ、市長報告について

なお、各会議の進め方としては、原則として公開としたが、個人情報の保護の観点からA氏に関する個人情報にかかる内容については、一部非公開の会議とした。

第4回検討委員会の開催時の様子（於 朝霞市保健センター）



中央が岩谷委員長、左側が白木副委員長、右側が飛松委員

（4）庁内プロジェクト・チーム（P. T）

P. Tは、本件事故を防止できなかった原因や事故後の応急処置等の対応状況を調査し、事故原因の究明と再発防止策を検証するための調査資料を作成することを趣旨として、庁内に設置したものである。

チーム構成員は、総指揮に副市長、チームリーダーに市長公室政策企画課主幹、サブリーダーに福祉部福祉課長補佐のほか、チーム員として福祉部障害福祉課主査、生涯学習部生涯学習・スポーツ課主任の計5名を充てた。

なお、調査が終了した後、事故報告書をまとめ検討委員会に報告した。

※P. Tによる朝霞市健康増進センター事故報告書（35～43頁を参照）

3. 健康増進センターの施設の概要

(1) 施設の概要

朝霞市健康増進センターは平成6年7月にオープンし、「わくわくどーむ」という愛称を付け、市民の健康増進を図り、福祉の向上に寄与することを目的に設置した施設である。子供からお年寄りまでが利用できる屋内温水プールを主体とした公共施設である。

- ①所在地 朝霞市大字浜崎27番地
- ②開館 平成6年7月
- ③建物概要 鉄筋鉄骨コンクリート造一部鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建
敷地面積9,336㎡ 建築面積4,153㎡ 延床面積6,593㎡
- ④施設概要 地下1階 機械室、電気室ほか
 - 1階 温水プール、監視室、身体障害者用更衣室、インナーガーデン、第2スタジオ、事務室、救護室ほか
 - 2階 受付、プール更衣室、リフレッシュルーム、プール見学席ほか
 - 3階 トレーニングルーム、スタジオ、ランニングトラック、更衣室、会議室ほか
- その他 駐車場236台、駐輪場300台

(2) 温水プールの種類

- ①競泳プール・・・25m×5コース、水深1.05～1.25m
- ②流水プール・・・幅4m、外周110m、水深1.05m
- ③幼児プール・・・50㎡、水深0.3m・0.5m
- ④リハビリプール・・・42㎡、水深0.75m・1.25m
- ⑤その他・・・ジャグジー、採暖室、監視室

(3) 市の管理体制

- ①所管課 朝霞市健康づくり部健康づくり課



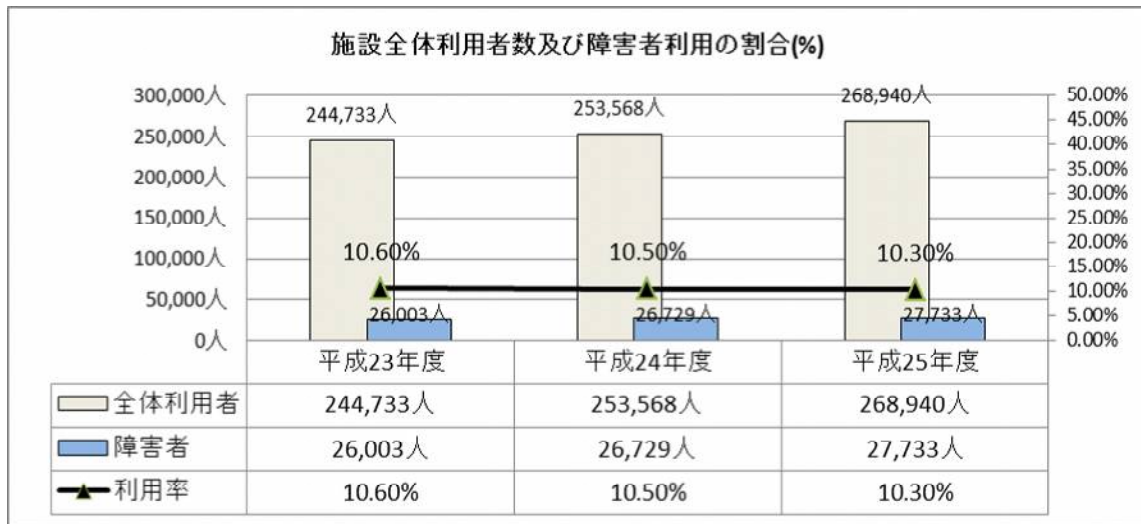
健康増進センターの建物外観図

4. 健康増進センターの利用状況

(1) 施設全体の利用者

施設全体の利用者は、過去3年間では平成23年度が244,733人、平成24年度が253,568人、平成25年度が268,940人であった。

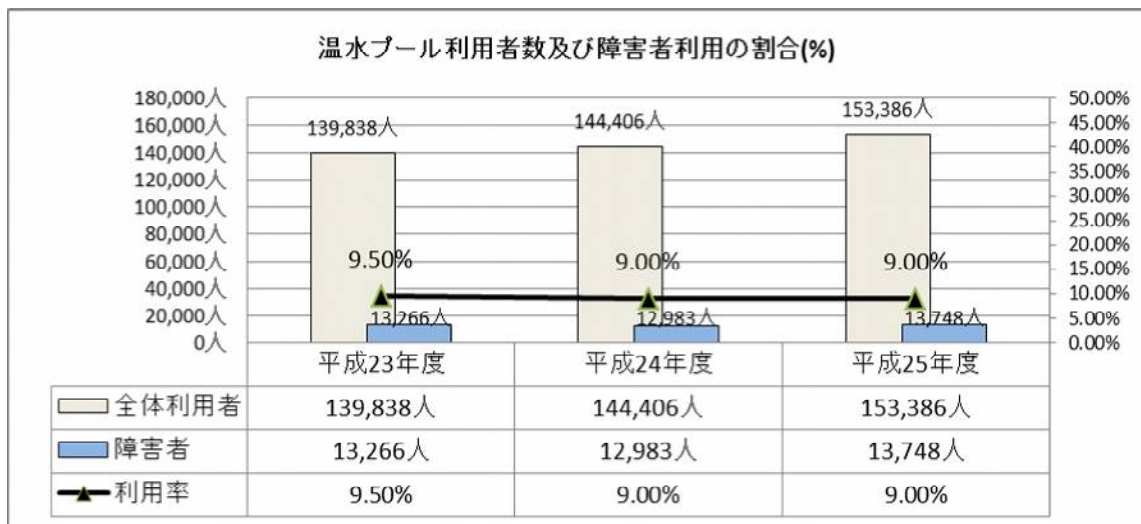
このうち、障害者の利用率は、いずれも、10%を超えており、施設全体として障害者の方が多く利用している状況である。



(2) 温水プールの利用者

温水プールの利用者は、指定管理者が自主事業として主催するプール教室を含め、過去3年間では平成23年度が139,838人、平成24年度が144,406人、平成25年度が153,386人であった。そのうち障害者の利用は、平成23年度が13,266人、平成24年度が12,983人、平成25年度が13,748人であり、利用率は9.0%~9.5%と障害者の利用は比較的高いことが伺える。

主に障害者は、リハビリ用プールでリハビリを目的とした利用形態が多く、減免制度があることからリピート率が比較的高い状況にあると考えられる。



5. 施設の委託・指定管理の状況

(1) 指定管理

平成6年7月のオープン時から(財)朝霞市施設管理公社が施設全体を管理運営し、温水プール等の運営は民間事業者へ業務委託していた。平成18年4月から指定管理者制度を導入することとなり、民間事業者を指定管理者として指定している。

本年4月より指定管理者を下記のとおり変更している。

《温水プール管理運営》

平成6年7月～平成18年3月 (財)朝霞市施設管理公社

(プール管理運営業務委託：日建総業(株))

平成18年4月～平成21年3月 (株)オーチュー

平成21年4月～平成26年3月 Fun Space(株)

平成26年4月～ (株)明治スポーツプラザ

(2) 指定管理者の会社概要

社名	株式会社明治スポーツプラザ
事業内容	フィットネスクラブ・スイミングスクールの経営、運営受託、コンサルタント運動プログラムの提供・指導 および 栄養補助食品等の販売
創業設立	平成2年7月
本社	東京都中央区新川1-21-2 茅場町タワー2F
従業員数	99名(正社員) (平成26年4月現在)

(3) 職員体制

健康増進センターの職員体制 (平成26年4月現在)

正社員 8名

所長(施設総括責任者)、副所長(運営責任者)、副所長(運営副責任者)

プール責任者、トレーニングジム責任者、施設維持管理・清掃責任者

館内警備・安全管理責任者、トレーニングジム担当者

パート・アルバイト 65名

(4) 職員教育等(資格)

救急救命(メディックファーストエイド、日本赤十字社の水上安全法救助員、消防署の普通救命講習等)の資格を有している職員は24名(平成26年4月現在)

※正社員8名は救急救命の資格を有している

6. 事故の概要・経過（P. T報告書より抜粋）

（1）事故の概要

平成26年4月22日（火）午後5時39分頃、健康増進センター内のリハビリプールにおいて、A氏（39歳の障害のある新座在住の男性）が沈んでいるところを監視員が発見し、119番通報をした。A氏は意識がないことから、監視員らが救命措置を行い、救急搬送されたが、朝霞中央総合病院で約1時間後に死亡が確認された。

プールの深さは1.25メートルでA氏はプール中央付近で沈んでいた。当時このプールを利用していたのはA氏だけで、歩行運動を行っていた際に倒れたとみられる。

A氏には持病があり、付き添いの男性がいたが、リハビリ用プールから離れた場所において気づかなかった。プールそばに監視室があり室内には2人の監視員がいたが、館内放送の準備を行っていたため、A氏が倒れたところを見ていなかったという。

プールは今年度から（株）明治スポーツプラザが指定管理者となり、この日のこの時間帯は計6人のスタッフが監視業務に就いていた。



事故のあったリハビリプール（○が溺れた地点）



リハビリプールと監視室（○が監視室）

（2）A氏の状況

A氏は39歳の男性で、新座市に在住していた。普段、障害があることから、月曜日から金曜日までは、新座市内の福祉施設へ一人で通い、作業等に従事していた。

わくわくどーむへは、12年ほど前から毎週火曜日の作業帰宅後に、介助者と一緒に、夕方に訪れ、2.5mプール、流水プール、リハビリ用プールを利用していた。

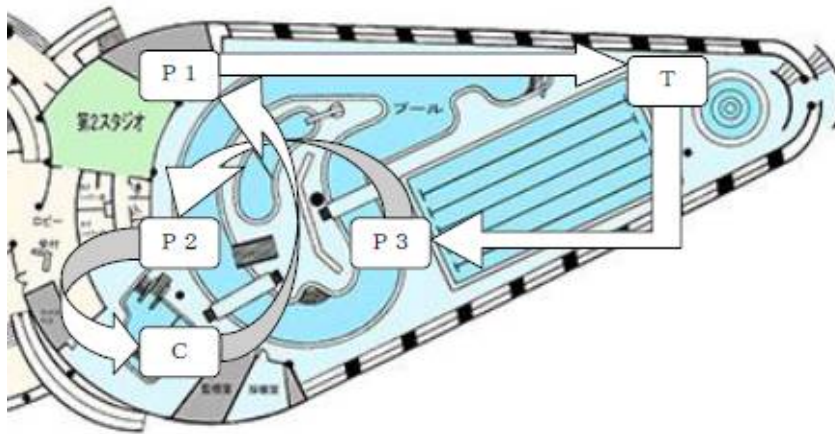
利用当初は、2.5mプールで泳いでいたようだが、ここ1年の利用はリハビリ用プールで歩くことが多かった。プールでは、着替えなど身の回りのことは一人でできることから単独で行動しており、関係者の話では、受付を済ませると事務所に入っては事務員と話したり、プール受付の事務員や監視員とも話したりしていたようである。また、リハビリ用プールの他の利用者とも仲良く話すなど、泳ぐというよりは他の人たちと話していることが多かったようである。

A氏は持病があり、過去にわくわくどーむプール内で3回倒れているということだが、大事には至っていなかった。

(3) 事故発生時刻前後のプールの管理体制

事故当日の日から、わくわくどーむでは水泳教室が開講しており、事故発生時の前後では、16時30分～17時30分に幼児水泳教室、17時45分～18時45分にこども水泳教室が行われていた。

通常の監視体制は、司令役(C)1人、監視台(T)1人、巡回(P1・2・3)3人の計5人の体制で配置されている。監視の交代は、基本30分としており、交代はP3から動き出し、交代が来るまで監視業務を継続し、引き継ぎをしてから交代するローテーションを組んでいる。交代の順序は次のとおり P3→P2→C→P1→T→P3である。



事故時は、水泳教室の合間ということもあって、インストラクター兼務の監視員が監視のフォローに入り、6人配置されていた。17時30分からのローテーションは、P1→T→P3→C→P2→P1で回っていた。うち2人は、監視室で17時45分に館内放送する準備をしていた。(17時50分から10分間、プルー斉休憩に入るため)

司令役(C)・・・監視業務の中核的役割を担うポジションで、各ポジションへの確な司令、情報を発信する。リハビリ用プールの安全監視を行う。

監視台(T)・・・25mプール、ジャグジーの安全監視・救助活動を行う。

P1・2・3・・・C及びTと連携し、流水プール、幼児プールほか利用状況に応じて監視区域を自由に動いて、機動的に安全監視・救助活動を行う。

(4) 事故発見時の事実経過

A氏は、介助者B氏ともう一人の障害者C氏の3人で17時03分頃に来所し、総合受付で施設利用カードを受け取っている。その後、A氏は17時17分頃に2階の受付ゲートを通過し、17時24分頃には更衣室からプールへ降りてきている。(モニター

画像で確認)

A氏は、監視員と言葉をかわした後、リハビリ用プールへ向かい、監視員の話では17時35分頃にリハビリ用プールで歩いている姿が確認されている。

17時39分頃、監視室にいた監視員Dがもう一人の監視員へ館内放送の操作等のレクチャーをしている間に、リハビリ用プールで歩行していたA氏の姿が見えないことに気づき、プールを覗くとA氏が沈んでいる様子が伺えたため、異変を察して窓から飛び出し、笛を吹くとともにプールへ飛び込んだ。同時に巡回中の橋を渡っていた監視員E、P2の2階階段途中にいた監視員Fも異変に気づき、プールサイドに駆け寄ってきた。また、笛を聞きつけP3にいた監視員Gも駆けつけた。



監視員Dは横向きに沈んでいたA氏を抱きかかえて水面から上げようとしたが、A氏の左腕が柵に引っ掛かっていたため、あとから飛び込んできた監視員Eと監視員Gの手伝いを得て、ようやくプールサイドグレーディング部分に、監視員Fが運んできた水中担架へ載せた。

(5) 事故後の応急処置

A氏の意識及び呼吸がないことから、監視員DはAEDを運んでくると、救急車の要請を指示し、監視員Fがすぐに対応した。監視員DとGは、CPR（胸部圧迫）と人工呼吸を繰り返し、その間、AEDを装着し、機器の指示に従いスイッチを1回押した。

CPRを実施した直後にA氏の鼻と口から大量の出血があったため、人工呼吸の際はマウスピースを使用して実施した。

監視員Fが事務室へ救急車要請のため駆け込んできたため、事務室にいた所長はすぐに現場へ急行し監視員らとともに救命活動に加わった。同じく事務室にいた副所長は、状況を確認しながらすぐに救急へ連絡し（17時42分入電）、17時49分に救急隊が到着し、監視員らは救急隊に引き継いだ。（モニター画像で確認）

救急隊3人は、CPRを監視員から引き継ぎ、継続しながら状況を確認し、気道確保、点滴（薬剤投与）、AED装着（高規格の機器）の処置を行った。A氏の意識が戻らないため、18時05分に救急車でわくわくどーむを出発（介助者B氏同乗）し、18時09分に朝霞中央総合病院へ救急搬送した。病院で蘇生処置が行われたが、18時37分死亡が確認された。

(6) 事故当日(4月22日)の事実経過等の一覧

時間	状況等
17:03頃	A氏は介助者B氏ともう一人の障害者C氏と来所
17:17頃	A氏は2階の受付ゲートを通過
17:24頃	A氏は更衣室からプールへ降りる
17:35頃	A氏が監視員Dに施設利用カードを提示 A氏がひとりでリハビリプールに入水
17:37頃～ 17:38頃	A氏がリハビリプールで歩行している姿を確認しながら、監視員Dが17時45分の休憩のアナウンス準備のため監視室に入る 監視室で監視員DがA氏を確認しながら監視員Iに館内放送の操作等をレクチャー A氏がリハビリプール内の手前コースを歩行している姿を確認
17:39頃	監視員Dが監視室からリハビリプールを確認したところA氏の姿が見えなかったため、リハビリプールを覗くとA氏が水中(奥のコース)に倒れているところを発見 (介助者B氏はもう1人の障害者C氏に付き添っており、そばにいなかった) 監視員Dが緊急用の笛を吹き、監視員E、F、Gが応援に駆けつけた 監視員D、E、GがA氏をリハビリプールから引き揚げたが、呼吸・心肺停止 口から出血していたため人工呼吸は行わず、監視員Dが胸骨圧迫を実施 監視員Fが救急車要請のため事務室に駆けつけて所長に連絡 監視員GがAEDを起動、除細動を1回実施 所長が事務室から応援に駆けつける 監視室からマウスピースが届いたため、監視員Gが気道確保、人工呼吸を実施すると同時に所長が胸骨圧迫を実施
17:42	事務室から朝霞消防署に救急車の出動を要請(救急入電有り)
17:49	救急隊到着、救急隊に引き継ぐ
17:55頃～	副所長から健康づくり課主査の携帯電話へ連絡 同主査から健康づくり課長(次長)に電話連絡 次長が健康増進センターに電話で状況を確認
18:10頃	朝霞台中央総合病院へA氏を搬送(介助者B氏が同行) その後、所長が朝霞台中央総合病院へ向かう
18:37	朝霞台中央総合病院でA氏の死亡が確認される (朝霞警察署に確認したところ、複合的な要因も考えられるが溺死とのこと)
18:50頃	次長、主査がわくわくどーむに到着し、現場確認した
19:10頃	市長、健康づくり部長がわくわくどーむに到着し、現場確認した
19:40頃	市長、部長が朝霞台中央総合病院で遺族と面会する
21:00頃	部長、次長が病院にて朝霞警察署より事情聴取

※指定管理者作成の事故報告書、P、T報告書、関係者への聞き取りにより作成

7. 初期対応の評価

(1) 監視体制

本件事故の要因として、A氏がプール利用中の監視体制に空白が生じ発見が遅れた可能性があることが考えられる。

P・Tの報告書等によると、事故時は、水泳教室の合間ということもあって、インストラクター兼務の監視員が監視のフォローに入り、6人配置されていた。17時30分からのローテーションは、P1→T→P3→C→P2→P1（11頁参照）で回っていた。

リハビリプールの監視は主に監視室にいるスタッフが行っていたが、監視室の2人は、17時50分から10分間、プール一斉休憩に入るため、17時45分に館内放送する準備をしていたと口述している。事故時間に1名の監視員（正職員）が新人のスタッフ（アルバイト）に放送の仕方を教えていたとみられる。

本来、職員研修等は監視業務の外で行うものであることから、改善が求められる。

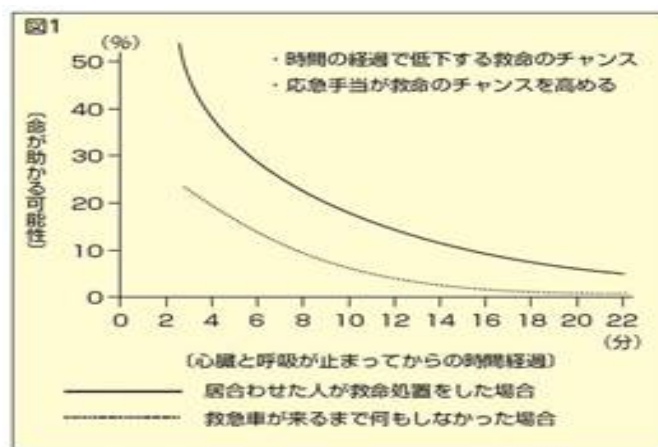
(2) 応急措置対応

前項6（5）に記載したとおり、A氏を発見後は、現場の監視員による応急措置（心肺蘇生法、AED他）を迅速に行うとともに、朝霞消防署に119番通報を行っていることから、概ね適切な対応といえる。

心肺蘇生は早期実施が有効※※※ 総務省消防庁「平成25年版 救急救助の現況」から

目撃のあった時刻から救急隊員が心肺蘇生を開始した時点までの時間区分ごとに1ヵ月後生存率を比較すると、5分から10分までが12.6%であったのに対し、10分から15分までは8.3%で10分を超えると急激に低下します。

さらに、1ヵ月後社会復帰率を比較すると、5分から10分までが7.3%であったのに対し、10分から15分までは4.2%で1ヵ月後生存率と同じく10分を超えると急激に低下します。



Holmberg M et al. Effect of bystander cardiopulmonary resuscitation in out-of-hospital cardiac arrest patients in Sweden. Resuscitation 47:59-70, 2000. より、一部改変して引用

(3) ご家族への対応

本件事故発生当日、A氏が搬送された朝霞台中央総合病院に市長及び健康づくり部長が駆けつけ、ご遺族（A氏の父）と面会し、お悔やみを述べるとともに状況を伺っている。また、その前すでに同病院に健康増進センター所長も急行し状況を確認している。

その後においても節目において、報告等を行い誠意ある対応を心がけている。

(4) 関係機関等への対応

本件事故の翌日4月23日に、市議会議員各位に事故の概要を文書により報告し、同日にマスコミ発表を行った。また、同24日には、議会に対して事故報告を行った。

なお、プールに関する営業許可等の権限を有する朝霞保健所に対する報告が遅れたことは、反省すべき点である。

8. 事故の原因と課題

要旨でも記したとおり、本件事故については、一部の画像を除くほか客観的な証拠がなく、また、関係者の口述からもA氏が何をきっかけに溺れ、また救助できなかったかを断定することができなかった。

しかしながら、事故当時の状況等を鑑みると、A氏が溺れて死亡につながった原因として以下の可能性が考えられる。

ア. A氏には持病があったこと。

- ・利用者の状態把握に問題がなかったか
- ・持病を持った利用者の安全管理のあり方

イ. A氏がプール利用中の監視体制に空白が生じたため、発見が遅れた可能性があること。

- ・リハビリプールの死角
- ・監視体制の問題
- ・職員研修の問題

ウ. リハビリプールの利用及び障害者に対する介助者（付き添いの人）のあり方が明確でなかったこと。

- ・障害者利用の問題
- ・介助のあり方
- ・リハビリプールのあり方

以上、考えられる事故要因と課題から、利用者を事故から守るため安全リスクを少しでも減らす改善が必要である。

今回の事故については溺水も原因のひとつと考えられるが、持病も原因と考えられることから、死因を特定することは難しい。

朝霞警察署によると、捜査結果としては業務上の過失はなかったと結論付けている。

9. 再発防止対策（要旨）

本件事故は、前述したとおり様々な要因から発生したものと考えられるが、リハビリプールに限らず、プール施設の安全性・快適性を向上させるためには、安全対策のルールを設け、監視員は利用者の行動から目を離さず常に万全の体制で臨むことが求められる。

本件のような事故を繰り返さないためにも、利用者の安全確保のため、安全指針（マニュアル）の整備や注意喚起を行うなど、管理者は安全を十分に考えた体制を構築する必要がある。

本検討委員会の調査・検討を基に、事故の再発防止に有効と考えられる対策を次のとおり整理した。

《提言》

○プール監視体制について（10項目）

- (1) 監視員への再教育制度について
- (2) 監視場所及び監視位置について
- (3) 監視人数の見直しについて
- (4) 有資格者の常駐について
- (5) 障害者利用の再確認について
- (6) 第三者機関による実技指導について
- (7) 外部研修会への参加について
- (8) 新人研修の見直しについて
- (9) 緊急体制の見直しについて
- (10) その他

○障害者の利用のあり方（6項目）

- (1) 介助が必要な利用者について
- (2) リハビリプールの利用について
- (3) プール全体の利用について
- (4) 介助者の確保の方法について
- (5) 障害者利用のまとめ
- (6) その他

なお、本報告書はリハビリプールを対象として再発防止等を検討したが、これら対策はリハビリプールに限らず健康増進センター内すべてのプール施設はもとより、市の他のプール施設における事故防止に有効であると考えられる。

10. プール監視体制についての提言

プール監視体制について、次の10項目にわたり提言するものである。

(1) 監視員への再教育制度について

①OJTのあり方について

職員、監視員への教育制度の再確認という意味で、再教育制度、また、現場内で行う研修、OJTのあり方について見直しが必要である。

今までのやり方では、今回、異変に気付かなかったわけであり、異変に気付くために常に監視しているものである。水面の監視を一時でも怠ると水没のタイミングを見逃すということになるので、研修、OJTのあり方について確認が必要である。

OJTについては、事故発生時に監視室において放送設備の使用方法を新人アルバイトに指導していた事実(監視員の口述によれば、その時間は10秒程度だった)があり、このような指導は業務前に行うもので、OJTのあり方について再教育を徹底しなければならない。

②監視法とは何か

そもそも監視法とは何かという原点に立ち返り、監視員はなぜ必要なのかという存在意義を含めた教育をすることで、監視が徹底されるものとする。

③監視の意味と監視に集中すること

今回、監視中に新人に放送設備の使用方法について指導していたことは、本来の監視業務に集中していなかったという反省に立ち、再教育について確認しなければならない。

(2) 監視場所及び監視位置について

①死角の発見と根絶について

監視場所及び監視位置については、監視の角度的な問題である。いわゆる死角のことであり、監視のエリア、監視員のテリトリーと監視位置の確認ということである。

健康増進センターは柱が多く、楕円の変形プールがあり、いかに、効率的に監視するかということは課題であるとする。

25メートルプールとジャグジープールは一番奥、手前は流水プールで楕円形にな

っており、監視がたいへん難しい状況であると思われ、場所の再確認、死角の根絶という意味で死角を作らない監視位置が大切である。

特に、リハビリプールは階段の下に位置し、リハビリプール利用者が見えにくい状況になっており、監視する場合には注意が必要である。

②監視員の配置位置の見直しについて

当初、リハビリプールの監視は監視室にいる監視員と階段の上にいる監視員が監視することになっていたが、流水プールの監視を行いながら、リハビリプールの監視を同時に行うことは難しいものと言わざるを得ないため、事故後は、リハビリプールの前で監視する対応を行っている。

また、階段の上からはリハビリプール側を覗き込まないとリハビリプールで歩いている人の姿を確認することはできないので、監視員の位置は重要である。

そこで、階段の上にいる監視員をリハビリプール付近におろして監視することを提言するものである。

③外部施設での研修の実施について

外部施設での研修参加は、施設を安全に運営するためには参考になることも多く、従事者の意識向上にもつながるものであり、実施すべきである。

(3) 監視人数の見直しについて

①夏季繁忙期、土日、平常期、閑散期における監視人数

監視人数は、平日と土日、夏季繁忙期などにより変えているが、配置位置の見直しも含めた監視場所と人数など、外部の類似施設などを参考にしながら、今一度見直しを行うことを提言するものである。

利用者数に応じた監視体制のあり方は重要であり、夏季繁忙期などにおける人員配置は平日よりも多く配置しなければならない。

この点については、指定管理者の提案書にも明記されており、実際、夏季繁忙期などについては1～2人増員している。提案書には平日は5人体制で監視すると記載されていたが、事故後も6人体制で監視を行っている。

(4) 有資格者の常駐について

- ①日本赤十字社の水上安全法救助員資格者の配置について
- ②日本体育施設協会の水泳指導管理士資格者の配置について

監視にあたる者については有資格者、特に常駐の正社員、常勤雇用の者に関しては

有資格者を置くのが妥当である。一つの例としては日本赤十字社の水上安全法救助員資格や日本体育施設協会の水泳指導管理士資格を有する者を配置すること、外部の公的な機関の資格を有する者を常駐させることである。

有資格者が常駐することは、緊急時における対応もそうだが、平常時においても安全な運営管理が実現できるものであり、取得が難しいと思われる資格であっても、積極的に取得促進する必要があると提言するものである。

(5) 障害者利用の再確認について

①介助者に関するルールを徹底することについて

介助者に関するルールは、利用料金の免除に関する部分と利用に関する部分が混在しており、明確にする必要がある。

事故後、マンツーマンによる介助の協力を利用者をお願いしているが、これらの徹底を図ることで安全性が担保できるものと考えているので、今後も、利用者の安全確保のため、ルールを周知徹底していくことを提言するものである。

なお、これまで、障害者及びその介助者に対する説明文には、障害者が利用する際の介助のルールと利用料金の減免制度が混在しているため、分割してルールを徹底するとわかりやすいのではないかと考える。

(6) 第三者機関による実技指導について

①日本プールアメニティ協会の指導研修について

②「プール施設運営認定団体」の公認取得について

外部の機関による指導や認定を受けることは、運営管理について客観的に判断(評価)をしていることになるため、第三者機関による指導研修や公認取得について取り入れることを提言したい。

プール施設運営認定制度は現地に5、6人の職員を派遣し、マニュアルの不備、資格者、経験年数、研修制度も全てチェックするものである。現場で、ヒアリングをして実技を見て、プール施設を運営する企業として、団体として相応しいかどうかということを確認の上、認定書を交付しており、外部機関で公認取得を目指すことも技術向上の方法の一つである。

なお、日本プールアメニティ協会では健康増進センターについての指導研修などの受け入れが可能であり、指定管理者において検討してほしい。

(7) 外部研修会への参加について

①OFF— JTの活用について

②日本赤十字社、日本体育施設協会等の研修受講について

外部研修会への参加はOFF-JTという意味である。施設を安全に運営するためには外部研修は参考になることも多く、従事者の意識向上にもつながるため、研修会に参加する機会をつくること、増やすことを提言したい。

6点目の資格取得とは別に、各協会の講習会に参加することは、ルールが変わったり、水質管理の基準が変わったりすることがあるので、常勤職員は外部研修に積極的に参加し、研修記録を保存し持ち帰ったものを現地パート、アルバイト含めたスタッフにフィードバックをしていくことを提言するものである。

(8) 新人研修の見直しについて

①新人研修マニュアルの整備について

新人職員を研修する際の新人研修マニュアルの見直しと整理を行うことを提言する。ひとたび、業務に就けば、たとえ新人職員といえども、非常勤のパート、アルバイトも利用者から見れば職員に変わりはない。

経験者と同じスキル、レベルでの接客、接遇から救助法まで対応できなければならないため、新人研修マニュアルの整備を提言するものである。

(9) 緊急体制の見直しについて

①緊急対応マニュアルの整備について

緊急体制の見直しについて、今回、指定管理者の事故後の対応については、おおむね、できていたと思われる。

ただし、緊急時のフォーメーションがきちんとプリントされていなければならない。事故の発生場所に応じた人の動き、救急対応のものと二次対応のもの、利用を中止する、中止しない、また、緊急車両が来たときの搬送経路に至るまで、全てが準備されている必要がある。

緊急時におけるマニュアルについては、内容を再点検し整備を図るとともに、いつでもマニュアルを活用した対応ができるように、わかりやすいところに備え置くことを提言するものである。

(10) その他

①その他、安心・安全のために必要と思われる事項について

その他として、上記の9項目以外で気が付いた点、健康増進センターを更により良

くするために、安全に必要だと思われる次の事項を追加し、10項目での提言とするものである。

(2) 監視場所及び監視位置についての②監視員の配置位置の見直しでも触れているが、リハビリプールは常時利用者がいるわけではないため、監視がおろそかにならないように特段の注意が必要である。

リハビリプールの利用者がいるのかいないのかを確認し、利用者がいる場合には、監視員の位置を徹底するために、市は指定管理者に対して必要な指導を行うとともにその監視体制が徹底されるように何らかの支援を行うことを提言するものである。

11. 障害者の利用のあり方に対する提言

障害者の利用のあり方について、次の6項目にわたり提言するものである。

(1) 介助が必要な利用者について

①介助が必要かどうかの判断は誰が行うのか(利用者個人判断)

障害の状態あるいは疾病の状態はそれぞれ個人により状況が異なるものであり、障害の程度や病気の程度を外見で判断できるものではないため、利用者側の判断になるものとする。

リハビリプールの利用者には障害が固定されている方も、病気回復期にある方もおり、医師も看護師も常駐していない施設側で判断することはできない。したがって、介助が必要かどうかの判断を施設側で行うことは難しいため、介助が必要かどうかの判断は、本人または家族による利用者の個人判断と考える。

今回、事務局で視察した埼玉県障害者交流センターにおいても、介助者の要否については自己判断に任せており、障害の種別、又は等級で介助者の要否を判断はしていない。

ただし、一人で入場した障害者が一人では危険と判断される場合や周りの利用者に迷惑をかけるような場合は、介助者をつけるようお願いしている他、障害者を団体で連れて来た場合、障害者の人数に対して介助者の人数が足りていないと判断した場合には、介助者の人数を増やすか、1度に連れてくる障害者の人数を減らすようお願いしていると聞いている。

これらは、健康増進センターにおいても同様の対応は必要であると考ええる。

②病気回復期の方は診断書の提出を条件としている(医師の判断)

健康増進センターでは病気回復期の方については、医師の診断書を提出することで、必要な方にはリハビリプールの利用を許可している。

ただし、当日の体調に関しては本人の申告によるところである。

③障害の状態や病気に関する情報は個人情報であり、「障害者専用施設」ではないため、すべて管理できない(個人情報保護)

埼玉県障害者交流センターは県内の障害者の方が利用する施設であり、施設を利用する方は全員利用者登録を行う他、看護師による健康状態のチェックをしており、チェックした内容は、データとして管理している。

また、本人から既往歴等を聞き取りした時は、随時情報を更新しており、施設内の健康チェックコーナーに看護師が1名常駐している施設である。

このように障害者の専用施設であれば、個人情報を管理することも可能であるが、健

康増進センターは子どもから大人まで、障害者の方も病気回復期の方も利用されている施設であることから、専用施設と同様な管理を行うことはできないものとする。

④医師や看護師などが常駐していないため、障害の状態や病気の管理を行える体制にはなっていない。(利用者個人管理)

埼玉県障害者交流センターでは、障害者は状態の把握が難しく、過去からの状況を知っていることが重要であること、職員は、月1回の定例研修で障害特性についての研修を行うなど、障害者に特化した施設である。

また、看護師が常駐するなど、健康増進センターとは施設の設置目的が異なるものである。

(2) リハビリプールの利用について

①障害者等は25mプール・流水プール等も利用しているが、リハビリプールを利用できるのは障害者等だけなのか

高齢者や自己申告の運動器疾患の方などリハビリプールの利用対象者を広げた方がよいのではないかと。

今回、A氏は健康増進センターを利用する際に、2人の利用者と交流していたが、事故当日に限っては、この2人の利用者はA氏が利用していた時間帯に利用していなかったという事実がある。

また、一緒に入場していた介助者もA氏のそばから離れていたため、リハビリプールにいたのはA氏だけであった。

これらのことを踏まえ、リハビリプールは現在、一部の方に限られて利用されているが、対象範囲を広げることで単独で利用するケースが少なくなり、リハビリプールを安心して利用できることにつながるのではないだろうか。

②健常者が水中ウォーキングをするためには、リハビリプールも利用できないのか

リハビリプールについては、障害者の方からの要望があり、現在のように障害者や病気回復期にある方に限定した利用を行っているが、健常者の方でもリハビリプールで水中歩行をすることで、高齢者や自己申告の運動器疾患の方などに施設を有効に活用してもらうことができ、同時に利用者の安全にもつながるのではないだろうか。

(3) プール全体の利用(リハビリプールだけに限らず)について

①障害者等がリハビリプール以外を利用する場合とリハビリプールを利用する場合とで違いはあるのか

障害者等がリハビリプール以外を利用する場合とリハビリプールを利用する場合の違いは、リハビリプールを利用する場合は、利用する前に監視室で赤いバンドを受け取ることである。この赤いバンドを受け取るのは、障害者等であること目印となり、昨年10月から運用しているものである。

障害者の方々が、いつでも利用できるようにするための配慮であるが、安全を第一に考えた場合、利用方法の検討を要するものと思う。

なお、初めて利用する場合には、介助者の付添を義務付けるべきではないかと思うので、その点についても検討が必要である。

②介助者の介助の方法・ルールについて

介助の範囲をある程度明らかにする必要があると考える。具体的には、受付での事務手続き、着替えやトイレの介助、プール内での監視・付添などを含むか否かなどを明確にすることが必要である。

埼玉県障害者交流センターでは、原則として、介助者は障害者と一緒にプールに入り、障害者が水中歩行するときは後ろについて歩き、障害者が泳ぐときは後ろについて泳ぐか、又は泳ぐスピードに合わせて歩くこととしている。これが介助を行う場合のルールであるとする。

例外的に、介助者がプールサイドから見守ることも認めているが、障害者の動きに合わせ、常に脇にいますようにお願いしていると聞いている。

また、別の角度としては、介助者割引がある限り、その割引を受けている介助者は施設内で何らかの義務が生じるはずであり、障害者の方と一緒に入場した以上は、一緒にいることが前提になるものとする。

③混雑時における注意点などはあるのか

混雑時においては、介助者が本人を見失ってしまう可能性があると思われるが、これは小さなお子様の場合も同様である。

したがって、介助者や保護者は、本人を見失わないようにすぐそばにつき添って、あるいは手をつなぐなど注意する必要があると思う。

(4) 介助者の確保の方法について

①市の移動支援事業を活用した介助者の確保について

障害者がプールを利用する場合に、介助を必要とする方を対象とする移動支援事業を利用することができる。今回、市と契約している24事業所に確認したところ、市の移動支援事業を活用して、健康増進センターで介助者を派遣した実績があるのは14事業所であった。

その14事業所に対して、実利用者数を確認したところ、トレーニングルームへの介助が年間10人、プール介助が年間29人で、健康増進センター以外のプールの介助については、年間78人、391回のサービス提供を行っているとしている。

この移動支援事業を活用することで、障害者の方が利用する場合の介助支援ができる状態となっており、施設側ではこの移動支援事業を利用者に周知できるのではないかと。

②知人等によるプール・ボランティアについて

知人等によるボランティアは任意によるものであり、ここでは議論できない。

関西では、プール・ボランティアという有償で行うNPO法人があると聞いているが、近隣市ではこのような団体は把握していないため、本市での活用は現実的ではない。

③ボランティア登録者の確保について

市でプール・ボランティアの登録があるかどうかについて確認したところ、社会福祉協議会においてボランティア登録制度があるが、登録者のうち、プール介助を行う無償のボランティアについて登録は行われていないとのことである。

他に、社会福祉協議会には、ふれあいサービスという有償の事業があるが、現在、その事業に登録されているボランティアは高齢の方が多く、プールの介助を行うことは難しいものとする。

(5) 障害者利用のまとめ

介助が必要な障害者の場合、介助者が障害者のそばを離れないことが重要であり、徹底すべきであるが、介助者の要否については利用者の自己判断になっている。

埼玉県障害者交流センターでは、利用者カードに障害者の情報が印字され、プールの受付で監視員にカードを渡した上で利用している。過去からのデータの蓄積も重要であるが、健康増進センターにおいては、医師や看護師も所在しない施設であり、医学的な管理ができない状況であることから、自己判断の範囲にとどまることになる。

結論としては、これらの点を踏まえ、健康増進センターでは監視体制の強化を図ることが一番適切な方法であるとする。

したがって、リハビリプールを利用する方がいる場合には必ず監視員がリハビリプールの付近で監視を行う体制を確立することが最良の方法ではないかと思う。

(6) その他

①心筋梗塞や脳血管疾患など予期できない急病の場合の対策は

心筋梗塞や脳血管疾患など予期できない急病の場合の対策は、適切に救急救命を行い、速やかに救急車を呼ぶことである。

これらは、日頃からの救護訓練が、いざという時に役立つものである。

②障害者に限らず当日の体調管理は誰が行うのか(自己判断)

障害者に限らず、利用当日の体調管理は自己管理してもらうしかない。体調管理については自己管理のため、施設としては利用者に周知していくしかない。

③自己申告制度について(自己責任)

②の管理を徹底するには、自己申告用紙にその日の体調を記入してもらうなど、自己管理の徹底を図ることも、方法の一つとして考えてみてはどうか。

④障害者と健常者

障害者と健常者をどこで区別するのか、誰が区別するのか。

健常者でも、心筋梗塞や脳血管疾患など予期できないような、いわゆる事故、体調不良が発生する場合があります、それに対して介助者の介助はどういう方法でやるのか、それに対する基準をプールの管理者側でどう設置するかということは永遠のテーマだと思う。

資 料

指定管理者がすでに対応していること（平成26年11月時点）

事故後、すでに対応していること、また、市と指定管理者で9月1日から検討委員会での意見を踏まえて、事故防止対策の協議を行っている内容について記載する。

（1）平日の監視員を6人体制にすること

平日の監視体制については、提案書では5人体制であったが、事故後においては6人体制で監視を行っている。

ただし、これはP2にいる監視員も含めての体制である。9月1日から実施している「市と指定管理者との事故防止対策協議」の中で、11月以降のプール再開に合わせてP2にいる監視員をおろした体制で監視を行う旨、回答があった。

（2）リハビリプールの監視を徹底すること

指定管理者は、リハビリプールの監視については、リハビリプールを利用している方がいる場合は、常時、リハビリプール付近での監視を徹底する旨、回答があった。

なお、市では、プールの監視体制を徹底するため、来年度から監視員の増員について検討を行っている。

（3）研修の実施、資格の取得及び外部機関による認定を取得すること

プール衛生管理者の資格、プール指導員の資格などの取得を始めているほか、外部機関による認定制度についても取得したいと考えている旨、回答があった。

また、救急救命の資格についても取得を進めており、平成26年10月末時点で従業員82名中78名が資格を有している。

（4）高齢者や自己申告の運動器疾患の方がリハビリプールを利用すること

障害者の方が利用していない時に限ってであれば、高齢者や運動器疾患の方が健康の維持増進のため利用することが運営上可能かどうか検討する旨、回答があった。

（5）自己申告制度を導入すること

自己申告制度を導入することについては、対象とする人数も多く、運営上、実施が難しいため、体調管理等を徹底していただくようお願いすること、館内掲示などにより周知を徹底することで対応する旨、回答があった。

（6）障害者の介助の方法を徹底すること

事故後、介助が必要な方については、マンツーマンによる介助をお願いしているが、今後においても安全確保のために、理解をいただくように継続していく旨回答があった。

また、介助のルールと免除の規定が混在しているため、わかりやすくなるように工夫する旨、回答があった。

介助のルールと免除の規定を案内するために使用していた【障害をお持ちの方及び介助の皆様へ】を【障害をお持ちの方へ】、【診断書登録の方へ】、【介助の方へ】の3つの案内（31～33項を参照）に整理した。

【 障害をお持ちの方へ 】

いつもわくわくどーむをご利用いただきましてありがとうございます。

わくわくどーむでは一定の条件を満たしている方に利用料金を減額・免除してご利用いただいております。皆様に気持ち良くご利用いただくために、下記の事項をお守り下さいますようお願いいたします。

1. 利用料減免の範囲

○障害者手帳、被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方。

2. 施設利用時間

○プールのご利用は2時間までとさせていただきます。

朝霞市外の方は、2時間を超えると延長料金がかかります。

但し、市内に在勤在学の場合は市内料金となります。その際は必ず、1階総合受付に在勤在学証明書を提出して下さい。証明書がない場合は市外扱いになります。

○リフレッシュルーム、トレーニングルームは、時間制限がございません。

3. 駐車場の障害者用スペースについて

○11台分を正面玄関横にご用意しております。これは歩行が困難な方のためのもので、

駐車スペースが空いている場合でも歩行に不自由がない方は出来るだけ一般駐車場をご利用下さい。

尚、隣接の福祉センターにも車椅子をご利用になる方のための駐車スペースが6台分あります。

○障害者用スペースをご利用になる場合は車両に障害者マークを掲載して下さい。

4. プール更衣室のご利用について（異性の介助の場合等）

○介助対象者が小学4年生以上で介助者が異性の場合は、1階の更衣室をご利用下さい。

その際には「使用中」の掲示物をお渡ししますので1階受付にお申し出下さい。

○階段の上り下りの困難等、2階更衣室の利用に関してご不安の方は、1階総合受付にてご相談下さい。

5. プールでの眼鏡の使用について

○25mプール、流水プールをご利用の場合はプールサイドの眼鏡置き場に置いて下さい。

尚、当館では取り間違い等による紛失の責任は一切負いませんので予めご了承下さい。

○ジャグジー、子供用プール、リハビリプールは着用可です。

6. その他ご利用に当たっての注意事項

○ご利用にあたりましては、体調確認や準備運動を行なってください。

○他の利用者への迷惑となる行為をされた方及びご利用ルールを守らなかった方に対しては以後のご利用をお断りする場合があります。

○おむつを常用されている方はプールにご入場できません。

○てんかん等の持病をお持ちの方は、1階総合受付にご相談下さい。

○住所や電話番号が変わった際は、1階総合受付で更新の手続きをさせていただきますので、お申し出下さい。

【 診断書登録の方へ 】

いつもわくわくどーむをご利用いただきましてありがとうございます。

わくわくどーむでは一定の条件を満たしている方に利用料金を減額・免除してご利用いただいております。皆様に気持ち良くご利用いただくために、下記の事項をお守り下さいますようお願いいたします。

1. 利用料減免の範囲

- 病気や怪我等のリハビリテーションを目的とし、わくわくどーむ所定の様式での診断書を提出された方。
 - ・ この場合、プールとトレーニングルームのみの利用になります。
 - ・ リハビリの有効期限は最長で1年です。継続して利用される方は診断書の再提出をお願いします。
 - ・ 生活習慣病等は対象外となります。

2. 施設利用時間

- プールのご利用は、2時間までとさせていただきます。
 - 朝霞市外の方は、2時間を超えると延長料金がかかります。
 - 但し、市内に在勤在学の場合は市内料金となります。その際は必ず、在勤在学証明書を1階総合受付に提出して下さい。証明書がない場合は市外扱いになります。
- トレーニングルームは時間制限がございません。

3. 介助者（付き添い）について

- 診断書で利用されている方の介助者は、利用料金の減額・免除はありません。

4. 駐車場の障害者用スペースについて

- 11台分を正面玄関横にご用意しております。これは歩行が困難な方のためのもので、駐車スペースが空いている場合でも歩行に不自由がない方は出来るだけ一般駐車場をご利用下さい。
 - 尚、隣接の福祉センターにも車椅子をご利用になる方のための駐車スペースが6台分あります。
- 障害者用スペースをご利用になる場合は車両に障害者マークを掲載してください。

5. プール更衣室のご利用について（異性の介助の場合等）

- 利用者が異性の付き添い（有料）の方との入場を希望される場合は、1階の更衣室をご利用下さい。
 - その際には「使用中」の掲示物をお渡ししますので1階受付にお申し出下さい。
- 階段の上り下りの困難等、2階更衣室の利用に関してご不安の方は、1階総合受付にてご相談下さい。

6. プールでの眼鏡の着用について

- 25mプール、流水プールをご利用の場合はプールサイドの眼鏡置き場に置いて下さい。
 - 尚、当館では取り間違い等による紛失の責任は一切負いませんので予めご了承下さい。
- ジャグジー、子供用プール、リハビリプールは着用可です。

7. その他ご利用に当たっての注意事項

- ご利用にあたりましては、体調確認や準備運動を行なってください。
- 他の利用者への迷惑となる行為をされた方及びご利用ルールを守らなかった方に対しては以後のご利用をお断りする場合があります。
- おむつを常用されている方はプールにご入場できません。
- てんかんの持病をお持ちの方は、1階総合受付にご相談下さい。
- 住所や電話番号が変わった際は、1階総合受付で更新の手続きをさせていただきますので、お申し出下さい。

【 介助の方へ 】

いつもわくわくどーむをご利用いただきましてありがとうございます。

わくわくどーむでは皆様に施設をより安全にご利用いただくために、下記の事項をお守り下さいますようお願いしております。

介助者（付き添い）について

- 介助対象者が安全にご利用して頂くために、付き添って頂くことを目的としております。
- 以下の皆様に介助者をお願いしています。

障害者手帳	第1種認定者	年齢問わず	介助者が必要
療育手帳（埼玉県はみどりの手帳）	第1種、第2種認定者		
精神障害者保健福祉手帳	全ての等級		

- 介護対象者1名につき介助者1名を無料とさせていただきます。
 - 利用者1名につき介助者1名（マンツーマン）での付き添いをお願い致します。
 - 介助者は、介護対象者が施設をより安全にご利用頂くために、常に一緒に行動をして頂きますようお願いいたします。
- （トレーニングルームをご利用の際はマシンの補助等を目的としている方のみ介助者とさせていただきます）
- ・ 介助対象者に介助がない、もしくは介助対象者と別行動をされている場合など、
 - ・ 安全管理上危険と判断した際は施設利用をご遠慮頂く場合もございますので、予めご了承願います。
 - ・ 介助者は18歳以上の健全な方に限らせていただきます。
 - ・ 上記対象者に限らず、当施設において介助者が必要と判断した場合、介助者を付けて頂くことをお願いする場合がございます。
- リフレッシュルームについて、介助者は同性の方に限ります。
- ただし、小学3年生以下の方の介助については異性でも可能です。
- プールについても小学4年生以上の方の介助は出来る限り同性の方をお願いしております。
- 尚、更衣室内への入場は原則として同性の介助者に限ります。

プール更衣室のご利用について（異性の介助の場合等）

- 介助対象者が小学4年生以上で介助者が異性の場合は、1階の更衣室をご利用下さい。
- その際には「使用中」の掲示物をお渡ししますので1階受付にお申し出下さい。
- 階段の上り下りの困難等、2階更衣室の利用に関してご不安の方は、1階総合受付にてご相談下さい。

その他ご利用に当たっての注意事項

- ご利用にあたりましては、体調確認や準備運動を行なってください。
- 他の利用者への迷惑となる行為をされた方及びご利用ルールを守らなかった方に対しては以後のご利用をお断りする場合があります。
- おむつを常用されている方はプールにご入場できません。
- てんかん等の持病をお持ちの方は、1階総合受付にご相談下さい。
- 住所や電話番号の変更が生じた際は、1階総合受付で更新の手続きをさせて頂くので、お申し出下さい。
- 安全面から介助者のお名前や電話番号をお訊きする場合がございますのでご協力をお願い致します。
- 安全確認の為、介助対象者と介助者、揃って受付にお越し下さい。

プール事故が起こる原因と事故防止対策（協会資料）

～公益財団法人 日本体育施設協会水泳プール部会作成のプール運営・監視法の安全ガイドラインを参考とする～

1 プール事故が起こる原因とは

事故が起こる原因には、施設・設備にそもそも問題があるもの、施設管理者や従事者の運営に問題があるもの、利用者自身の不注意によるもの、その他の不可抗力によるものがあると考えられる。

2 事故を防止するには

遊泳者に対して利用上のルールを周知させること、安全な施設管理の運営を徹底すること、職員のスキルの向上と経験者の配置などが考えられる。

3 事故を未然に防ぐための事故防止対策

プールの施設の安全な利用を徹底するためには、利用上のルールを利用者に周知徹底し、施設入場前やプール入水前、また、遊泳時などにおいて施設利用上の注意事項等を説明し、ルールに従って遊泳するように協力してもらうことが大切である。

特に、児童に対する保護者の方の同伴や介助を必要とする方に対する介助者の同伴などは安全上、欠かすことができないものである。

4 緊急時における救護対策

施設管理者は、緊急時における緊急連絡体制や緊急時における各自の役割を明確にしておくことが必要である。

事故発生時には、施設内での連携を図り、救急救命措置を迅速に行い、事故を最小限にとどめる体制の確保が必要であり、このことは日頃からの教育・訓練によるものが多いと考える。

健康増進センター事故調査プロジェクト・チーム（P. T）報告書

朝霞市健康増進センタープール事故報告

（平成26年6月 健康増進センター事故調査プロジェクト・チーム）

1 健康増進センター事故調査プロジェクト・チームの設置

(1) 目的

平成26年4月22日(火)午後5時39分頃、朝霞市健康増進センター(以下「わくわくどーむ」という。)内のリハビリ用プールにおいて発生した利用者の死亡事故に至る事故を防止できなかった原因や事故後の応急処置等の対応状況を調査し、事故原因の究明と再発防止対策を検証するための調査資料を作成することを目的とする。

(2) 所掌事務

次の事務を所掌する。

- ①事故発生時刻前後のプールの管理体制
- ②事故発見時の事実経過
- ③事故後の応急処置
- ④事故発生の報告状況等
- ⑤監視員・指導員等の資格・研修・訓練の状況
- ⑥指定管理者である事業者の事故対応
- ⑦所管部署の指定管理者への指導状況
- ⑧その他事故に係る調査事項

(3) チームの構成員

総指揮	副市長	田中 寿
チームリーダー	市長公室政策企画課主幹	佐藤 元樹
サブリーダー	福祉部福祉課長補佐	有馬 政浩
チーム員	福祉部障害福祉課主査	井島 守
チーム員	生涯学習部生涯学習・スポーツ課主任	白砂 正

(4) 設置期間

平成26年4月25日から平成26年8月31日まで

2 施設の概要等

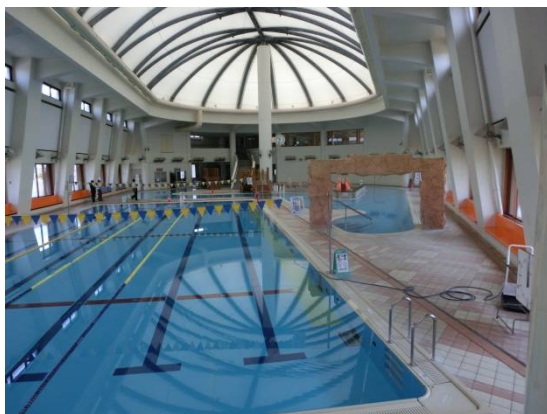
(1) 朝霞市健康増進センター

朝霞市健康増進センターは平成6年7月にオープンし、「わくわくどーむ」という愛称を付け、市民の健康増進を図り、福祉の向上に寄与することを目的に設置した施設である。子供からお年寄りまでが利用できる屋内温水プールを主体とした公共施設である。

- ①所在地 朝霞市大字浜崎27番地
- ②開館 平成6年7月
- ③建物概要 鉄筋鉄骨コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
敷地面積 9,336㎡
建築面積 4,153㎡
延床面積 6,593㎡
- ④施設概要 地下1階 機械室、電気室ほか
1階 温水プール、監視室、身体障害者用更衣室、インナーガーデン、事務室、救護室ほか
2階 受付、プール更衣室、リフレッシュルーム、プール見学席ほか
3階 トレーニングルーム、スタジオ、ランニングトラック、更衣室、会議室ほか
その他 駐車場236台、駐輪場300台

(2) 温水プール

- ①競泳プール…25m×5コース、水深1.05～1.25m
- ②流水プール…幅4m、外周110m、水深1.05m
- ③幼児プール…50㎡、水深0.3m・0.5m
- ④リハビリ用プール…42㎡、水深0.75m・1.25m
- ⑤その他…ジャグジー、採暖室、監視室



競泳プール、流水プール、幼児プール
(事故調査プロジェクト・チーム撮影 以降「PT撮影」に略)



リハビリ用プール(PT撮影)

(3) 管理運営

平成6年7月のオープン時から(財)朝霞市施設管理公社が施設全体を管理運営し、温水プール等の運営は民間事業者へ業務委託していた。平成18年4月から指定管理者制度を導入することとなり、民間事業者へ指定管理者として指定している。

本年4月より指定管理者が下記のとおり変更している。

《温水プール管理運営》

平成6年7月～平成18年3月 (財)朝霞市施設管理公社

(プール管理運営業務委託: 日建総業(株))

平成18年4月～平成21年3月 (株)オーチュー

平成21年4月～平成26年3月 Fun Space(株)

平成26年4月～ (株)明治スポーツプラザ

(4) 温水プール利用者

平成25年度の温水プールの利用者数は、指定管理者が自主事業として主催するプール教室を含め、年間153,386人であった。そのうち障害者の利用者数は、年間13,748人であり、利用率9.0%と障害者の利用は比較的高いことが伺える。

主に障害者は、リハビリ用プールでリハビリを目的とした利用形態が多く、減免制度があることからリピート率が比較的高い状況にあると考えられる。

《年度別温水プール利用者数》

	全体利用者	障害者	利用率
平成23年度	139,838人	13,266人	9.5%
平成24年度	144,406人	12,983人	9.0%
平成25年度	153,386人	13,748人	9.0%

3 事故の概要

(1) 事故の概要

平成26年4月22日(火)17時39分頃、わくわくどーむ内のリハビリ用プールにおいて、39歳の障害のある新座市在住の男性(以下「A氏」という。)が沈んでいるのを監視員が発見し、119番通報した。A氏は意識がないことから、監視員らが救命措置を行い、救急搬送されたが、朝霞中央総合病院で約1時間後に死亡が確認された。

プールの深さは1.25メートルでA氏はプール中央付近で沈んでいた。当時このプールを利用していたのはA氏だけで、歩行運動を行っていた際に倒れたとみられる。

A氏には持病があり、付添いの男性がいたが、リハビリ用プールから離れた場所において気付かなかった。プールのそばに監視室があり室内には2人の監視員がいたが、館内放送の準備を行っていたため、A氏が倒れたところを見ていなかったという。警察は病気と事故の両面で捜査している。

プールは今年度から(株)明治スポーツプラザが指定管理者となり、この日のこの時間帯は計6人のスタッフが監視業務に就いていた。

(2) A氏の状況

A氏は39歳の男性で、新座市に在住していた。

普段、障害があることから、月曜日から金曜日までは、新座市内の福祉施設へ一人で通い、作業等に従事していた。

わくわくどーむへは、12年ほど前から毎週火曜日の作業帰宅後に、介助者と一緒に、夕方に訪れ、25mプール、流水プール、リハビリ用プールを利用していた。

利用当初から、25mプールで泳いでいたようだが、ここ1年の利用はリハビリ用プールで歩くことが多かった。プールでは、着替えなど身の回りのことは一人でできることから単独で行動しており、関係者の話では、受付を済ませると事務所に入っては事務員と話したり、プール受付の事務員や監視員とも話したりしていたようである。また、リハビリ用プールの他の利用者とも仲良く話すなど、泳ぐというよりは他の人たちと話していることが多かったようである。

A氏は持病があり、過去にわくわくどーむプール内で3回倒れているということだが、大事には至っていなかった。

4 事故調査等

(1) 調査方法

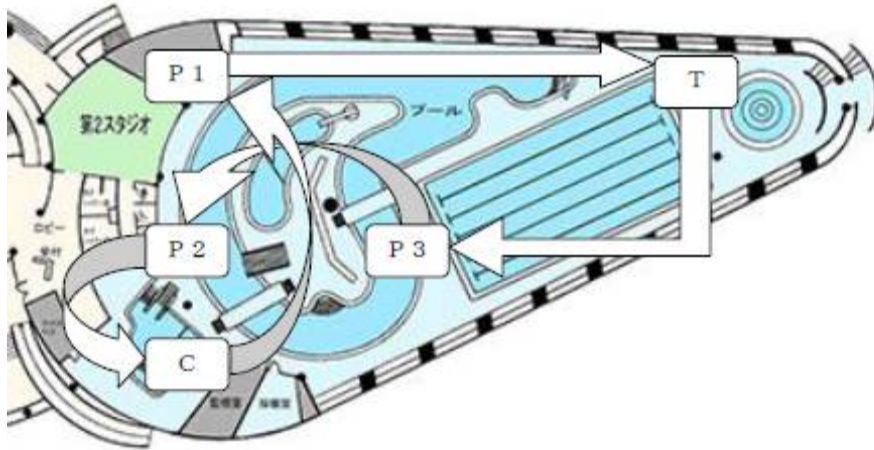
事故当時、現場に居合わせたプール監視員ほか関係者による聞き取り調査を行い、事故の事実関係の状況を把握するとともに、これらを踏まえて、プール事故の問題点や課題の抽出と整理を行い、再発防止にむけた改善策の資料を作成する。

(2) 調査の概要

① 事故発生時刻前後のプールの管理体制

事故当日の日から、わくわくどーむでは水泳教室が開講しており、事故発生時の前後では、16時30分～17時30分に幼児水泳教室、17時45分～18時45分にこども水泳教室が行われていた。

通常の監視体制は、司令役(C)1人、監視台(T)1人、巡回(P1・2・3)3人の計5人の体制で配置されている。監視の交代は、基本30分としており、交代はP3から動き出し、交代が来るまで監視業務を継続し、引き継ぎをしてから交代するローテーションを組んでいる。交代の順序は次のとおり P3→P2→C→P1→T→P3である。



事故時は、水泳教室の合間ということもあって、インストラクター兼務の監視員が監視のフォローに入り、6人配置されていた。17時30分からのローテーションは、P1→T→P3→C→P2→P1で回っていた。うち2人は、監視室で17時45分に館内放送する準備をしていた。(17時50分から10分間、プルー斉休憩に入るため)

司令役(C)・・・監視業務の中核的役割を担うポジションで、各ポジションへの確な司令、情報を発信する。リハビリ用プールの安全監視を行う。

監視台(T)・・・25mプール、ジャグジーの安全監視・救助活動を行う。

P1・2・3・・・C及びTと連携し、流水プール、幼児プールほか利用状況に応じて監視区域を自由に動いて、機動的に安全監視・救助活動を行う。

②事故発見時の事実経過

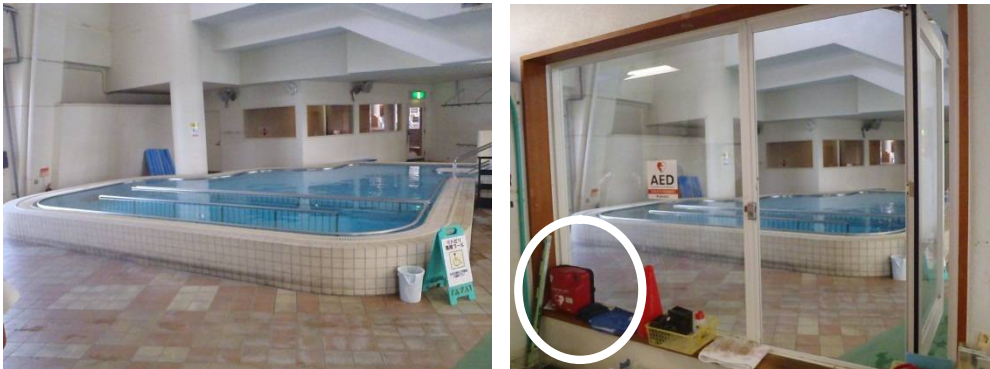
A氏は、介助者B氏ともう一人の障害者C氏の3人で17時03分頃に来所し、総合受付で施設利用カードを受け取っている。その後、A氏は17時17分頃に2階の受付ゲートを通り、17時24分頃には更衣室からプールへ降りてきている。



A氏入場(画像提供: ㈱明治スポーツプラザ)

A氏は、監視員と言葉をかわした後、リハビリ用プールへ向かい、監視員の話では17時35分頃にリハビリ用プールで歩いている姿が確認されている。

17時39分頃、監視室にいた監視員Dがもう一人の監視員へ館内放送の操作等のレクチャーをしている間に、リハビリ用プールで歩行していたA氏の姿が見えないことに気づき、プールを覗くとA氏が沈んでいる様子が伺えたため、異変を察して窓から飛び出し、笛を吹くとともにプールへ飛び込んだ。同時に巡回中の橋を渡っていた監視員E、P2の2階階段途中にいた監視員Fも異変に気づき、プールサイドに駆け寄ってきた。また、笛を聞きつけP3にいた監視員Gも駆けつけた。



監視室からのリハビリプールおよびAED位置(PT撮影)



監視室内AED及び採暖室脇水中担架(PT撮影)

監視員Dは横向きに沈んでいたA氏を抱きかかえて水面から上げようとしたが、A氏の左腕が柵に引っ掛かっていたため、あとから飛び込んできた監視員Eと監視員Gの手伝いを得て、ようやくプールサイドグレーディング部分に、監視員Fが運んできた水中担架へ載せた。

③事故後の応急処置

A氏の意識及び呼吸がないことから、監視員DはAEDを運んでくると、救急車の要請を指示し、監視員Fがすぐに対応した。監視員DとGは、CPR(胸部圧迫)と人工呼吸を繰り返し、その間、AEDを装着し、機器の指示に従いスイッチを1回押した。

CPRを実施した直後にA氏の鼻と口から大量の出血があったため、人工呼吸の際はマウスピースを使用して実施した。

監視員Fが事務室へ救急車要請のため駆け込んできたため、事務室にいた所長はすぐに現場へ急行し監視員らとともに救命活動に加わった。同じく事務室にいた副所長は、状況を確認しながらすぐに救急へ連絡し(17時42分入電)、17時49分に救急隊が到着し、監視員らは救急隊に引き継いだ。



救急隊到着(画像提供:株明治スポーツプラザ)

救急隊3人は、CPRを監視員から引き継ぎ、継続しながら状況を確認し、気道確保、点滴(薬剤投与)、AED装着(高規格の機器)の処置を行った。A氏の意識が戻らないため、18時05分に救急車でわくわくどーむを出発(介助者B氏同乗)し、18時09分に朝霞中央総合病院へ救急搬送した。病院で蘇生処置が行われたが、18時37分死亡が確認された。

④事故発生の報告状況等

- 17時55分頃 副所長より市健康づくり課担当者へ連絡
- 17時59分頃 担当者より健康づくり部次長へ連絡
- 18時00分頃 健康づくり部次長 わくわくどーむへ連絡し、状況確認
- 18時20分頃 次長より健康づくり部長へ連絡(不在)

18時35分頃 部長より次長へ連絡
18時40分頃 部長より市長へ連絡
18時50分頃 次長及び担当者 わくわくど一む到着、状況確認
19時10分頃 部長及び市長わくわくど一む到着 現場確認
19時40分頃 市長及び部長 病院へ到着 遺族と面会
21時00分頃 部長及び次長 病院にて朝霞警察より事情聴取
4月23日(水)
15時00分頃 (株)明治スポーツプラザ運営本部長及びブロック長より、市長へ事故報告書の提出、市長より再発防止等について指導

⑤監視員・指導員等の資格・研修・訓練の状況

所長、副所長及び社員については、MFA(Medic First Aid)を取得している。

アルバイト監視員は資格の有無は求められていないが、入社時に監視業務、その他業務について研修を行っているとともに、監視業務へ就く前には、毎回、ダミー人形を使用したCPR練習を実施することとしている。

※MFA(Medic First Aid)・・・救急医療の先進国、アメリカで35年以上前に誕生した一般市民レベルの応急救護の手当の訓練プログラムである。

⑥指定管理者である事業者の事故対応

事故を受けて、(株)明治スポーツプラザより以下のとおり改善していく旨の報告があった。
(4月23日提出:事故報告資料より)

- ・リハビリ用プールについて、障害者の利用が多いことから、更なる監視強化の整備を行う。
- ・監視経験キャリアに応じて社員によるフォローの強化を継続する。
- ・行政協議による障害者に付き添う介助者に対する規則について再整備を行う。

⑦所管部署の指定管理者への指導状況

- ・監視ポイントの変更・・・現在、司令役Cの位置を監視室内から、監視室から出たリハビリ用プール脇に変更する。
- ・介助者について・・・現在、介助を必要とする場合、利用者2人まで介助者1人で付き添うことができるとしていたが、利用者1人につき介助者1人(マンツーマン)での付き添いに変更する。注意事項を館内に掲示する。
- ・監視員の研修等の徹底

上記の3点について、所管の健康づくり課より見直すよう指導している。また、健康づくり課職員による監視体制の確認、プール施設の危険箇所のチェック等を実施している。

⑧その他事故に係る調査事項

- ・A氏が水中で発見されたのは17時39分頃、監視員の話では、A氏がリハビリ用プールで歩行していたのを17時35分頃に確認しており、この間の時間は4分程度と推測される。
- ・現在、A氏の死因については溺死ということで警察から報告は受けているが、詳細な状況については、捜査中ではっきりとした見解が示されていない。
- ・Fun Space(株)の時からアルバイトしている方の中には、過去にA氏が持病の発作で倒れたことがあることを知っていたが、その情報を(株)明治スポーツプラザの社員等とは共有していなかった。また、(株)明治スポーツプラザの社員等は、A氏が一人でプールを利用しているものと思っていた。

(3)障害者の利用

プールの施設利用については、障害者手帳又は療育手帳を総合受付に提示して、登録することで、料金の減免が受けられる(市内無料、市外半額)。なお、障害者等で介助を要する場合、障害者1人に対し介助者1人を無料としている。

また、介助者1人が障害者2人までを対応できるものとして入場を容認する運用としていた。

障害者等の入場は、階段の段差などを苦にする場合は、1階の障害者用更衣室を利用して入場する。また、特に苦しめない場合は、総合受付で利用券を受け取り、2階の入場ゲートから入場している。

(4)リハビリ用プールの利用方法

リハビリ用プールの利用は、障害者又はリハビリを要する方に限定している。リハビリを要する方については、所定の診断書を提示することで、定める期間内において利用を認めている。

利用の際は、総合受付で受け取る施設利用カードを監視室で赤のリストバンドに交換し、身に付けることで利用が認められている。

協定書（抜粋）

抜 粋

朝霞市健康増進センターの管理に関する基本協定書

朝霞市（以下「発注者」という。）及び株式会社明治スポーツプラザ（以下「受注者」という。）は、朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第23号）第3条第3項の規定により、朝霞市健康増進センター（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、発注者及び受注者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定期間）

第7条 本協定に係る指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（本業務の範囲）

第8条 朝霞市健康増進センター設置管理条例（平成5年朝霞市条例第26号。以下「設置管理条例」という。）第2条及び第3条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の利用に関する業務
- (2) 管理施設に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理施設等の維持保全に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、発注者又は受注者が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（発注者が行う業務の範囲）

第9条 次に掲げる業務については、発注者が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の占用の許可又は変更
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) 本施設の建物損害共済保険の加入
- (4) 本施設に係る土地の賃貸借契約及び賃借料の支払い
- (5) 第16条第1項に規定する改修等の工事又は1か所につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の施設修繕の実施

（業務実施条件）

第11条 受注者が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(本業務の実施)

- 第14条 受注者は、本協定、設置管理条例、施行規則、労働基準法、その他の関係する法令等のほか、募集要項、仕様書及び事業計画書等に従って本業務を実施するものとする。
- 2 本協定、募集要項、仕様書及び事業計画書等の間に矛盾又はそごがある場合は、本協定、募集要項、仕様書及び事業計画書等の順にその解釈が優先されるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書等にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書等に示された水準によるものとする。

(第三者による実施)

- 第15条 受注者は、事前に発注者の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して受注者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用については、全て受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失又は増加費用とみなして、受注者が負担するものとする。

(緊急時の対応)

- 第17条 指定の期間において事故、災害等の緊急事態（以下この条において「事故等」という。）が発生した場合は、受注者は発注者と協力し、その対応にあたらなければならない。この場合において事故等が本業務に関連して発生したものであるときは、受注者は、速やかに必要な措置を講じ、併せて発注者その他関係者に対してその旨を通報しなければならない。
- 2 前項の事故等の原因について受注者と発注者は協力して調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

仕様書（抜粋）

抜 粋

指定管理業務仕様書

1 趣旨

指定管理者が行う朝霞市健康増進センター（以下「センター」という。）の業務の内容、その履行方法等は、この仕様書によります。

2 指定期間

指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

3 休所日・利用時間

条例に定める管理の基準に基づき、運営することとします。条例に定める休所日及び利用時間は、以下のとおりとなっておりますが、指定管理者は、休所日・利用時間に関し、新たな視点からサービスの拡大を柔軟に検討し、事業計画書（別紙様式）に記入して、提案してください。なお、提案内容によっては、市の承認及び条例の改正が必要となります。

（1）休所日

（ア）毎週月曜日

（イ）年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

（2）利用時間

午前9時から午後9時30分まで

※現指定管理者の休所日・利用時間は、わくわくどーむ公式サイトをご覧ください。

4 臨時休所日

施設の点検・工事等を実施するため、原則として閑散期間に2週間程度の臨時休所日を設けること。

5 法令等の遵守及び安全確保

（1）センターの管理に当たっては、朝霞市健康増進センター設置及び管理条例（以下「条例」という。）、朝霞市健康増進センター設置及び管理条例施行規則、その他関係法令等を遵守すること。なお、本指定期間中に上記に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

（2）利用者の安全確保・サービス向上を最優先にすること。

（ア）プールや浴室の中では、利用者は、服装が無防備の状態にあり、また、高齢者の利用も多いことから施設・設備の維持管理、清掃、衛生管理には十分注意を払うこと。

- (イ) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある場合や酒気を帯びていると認められる場合には、プール等の利用を許可しないなど、安全の確保に努めること。

6 危機管理対応

- (1) 自然災害、人為災害、事故、自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、直ちに適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報すること。
 - (ア) 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導等及び関係機関へ通報をすること。
 - (イ) 停電時における施設の復旧を直ちに行うこと。
 - (ウ) 利用者の意見等を施設の運営に取り入れる方法を考え、実施すること。
 - (エ) その他利用者への応対に際し、救急法の資格を持つ職員を配置するなど、万全を期すこと。
- (2) 予防対策
 - (ア) 危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し、災害や事故時の対応について随時訓練を行うこと。
 - (イ) 消防署や保健所等からの指摘があった場合は、直ちに改善すること。
 - (ウ) 必要な防犯対策を行うこと。

11 利用料金の減免

- (1) 指定管理者は、市の承認を得て利用料金の免除を行うことができますが、以下の者については、利用料金の免除をしてください。但し、介助者を除く市外居住者は半額免除とします。
 - (ア) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者
 - (イ) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者で、身体障害者旅客運賃割引規則の第1種・第2種と認定されている18歳未満の者の介護者
 - (ウ) 市又は指定管理者が事業を行う場合
 - (エ) 医師の指導により、リハビリ等で施設を使用する場合
- (2) 減免の利用による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が含まれているものとみなし、補填等の措置は行いません。

13 再委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検業務等のような個別の具体的業務についてあらかじめ市の承認を受けた場合には、第三者に委託することは差し支えありません。但し、管理運営業務の中心をなす使用の許可業務、利用料の徴収業務等の委託や管理運営業務を一括しての委託を行うことはできません。

14 職員の配置

- (1) 管理運営業務に当たっては、必要な有資格者又は経験者等、適正な職員配置をするとともに、利用者本位の運営を行い、常にサービスの向上に努めること。施設の総括責任者として常勤の正規職員でセンター長、副センター長を配置すること。
- (2) 事業の企画、利用者の受付・案内、安全確保等のためプールやトレーニング管理業務、機械設備運転保守管理業務、施設内外の清掃等各種業務における責任体制を確立するとともに、各責任者は正規職員にすること。
- (3) 職員の勤務形態は、利用者の安全性や施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに利用者の要望等にも応じられるようにすること。
- (4) 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

16 業務内容

- (1) 主な業務内容
 - (ア) 利用に関してあらかじめ定められた統計をとること。
 - (イ) 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めること。(事業を開催する際の受付・イベント・夏季等、平時と状況が変わる場合は、状況に応じた増員を行うこと。)
 - (ウ) 施設、設備の利用許可等に関する業務
 - (エ) 利用料金の設定及び収受に関する業務
 - ①利用料金の徴収及び減免の決定
 - ②利用料金の設定及び利用者への周知※利用料金の設定に当たっては、市の承認及び条例の改正が必要となります。
 - (オ) 施設の利用の受付、監視及び指導等
 - ①センター内の各施設の受付、窓口対応及び館内案内
 - ②プールの監視
(心肺蘇生を含む救急法の資格を持つ常勤職員の配置)
 - ③プール更衣室・リフレッシュルームの巡回
 - ④トレーニング室の利用指導
(健康運動指導士・健康運動実践指導者等の常勤職員の配置)
 - ⑤各種問い合わせへの対応
 - ⑥要望、苦情、トラブル等への対応(市との連絡体制を含む)
 - ⑦施設及び設備の利用説明又は指導
 - (カ) けが人及び病人の救助又は対応
 - (キ) 落し物及び忘れ物の処理
 - (ク) 駐車場及び駐輪場の管理、整備

(2) 施設、設備及び附属備品の維持管理

(ア) 施設及び設備等維持管理又は修繕に関する業務

センターの適正な管理運営を図るため、設備等に関する保守点検管理等を行ってください。なお、保守点検管理等業務に係る主なものは、別紙（参考資料編）のとおりです。

(イ) 施設及び設備等の日常の運転・管理・チェック

(ウ) 施設等の警備、清掃及び植木等の管理

(エ) 駐車場の保全

(オ) 工作物の管理

(カ) 施設、設備及び附属備品の修繕

(キ) 備品の管理及び修繕

(3) その他

(ア) 広報及び宣伝活動業務

(イ) 施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集に関する業務

(ウ) 管理計画書、業務報告書の作成業務

(エ) 関係機関との連絡調整業務

(オ) サービスの合理化と高度化の研究

(カ) センター内の各施設の活性化対策の検討実施

(キ) 指定管理期間前及び指定管理期間終了に当たっての引継業務

(ク) 緊急時対策、防犯・防災マニュアルの作成及び職員指導業務

(ケ) 施設の管理運営全般のマニュアル作成及び職員に対する周知業務

(コ) 職員に対しての管理運営に必要な研修業務

(サ) 国旗及び市旗の掲揚

(シ) その他総務に関する業務

① 規程、要綱等の整備

② 各種統計作成

(ス) その他必要な事項は、市と協議をすること。

朝霞市健康増進センター指定管理者 申請書類（抜粋）

抜 粋

内 容

安全面に関する方針

有資格者の配置と日々の訓練によって、利用者の安全・安心な利用環境を確保します

1 安全を第一に考える事業展開

- ・プールを含む運動施設では、事故防止が最重要課題となってきたことから、当社は、まず安全第一の事業運営を行います。
- ・当社はこれまで、指定管理者として、スポーツ施設の豊富な経験を持っています。プール監視の受託においては、昨年7月、警備業務にあたるとの解釈がなされた時点で、警備業認定を迅速に取得しました。
- ・今後も全国の類似施設事故事例を注視し、事故リスクの早期解消を図ります。

2 利用者の安全確保・事故を未然に防ぐための取組

■ 安全・安心の直営スポーツクラブ運営の実績

- ・当社直営のフィットネスクラブ、指定管理者施設での職員の過失や設備不良による重大事故は、創業以来23年間、発生しておりません。
- ・当社の危機管理システムが適切に運営されている成果と考え、今後も緊張感をもった運営を目指します。

■ 安全・安心を確保する現場体制

【責任者の選任と対応体制の構築・確認】

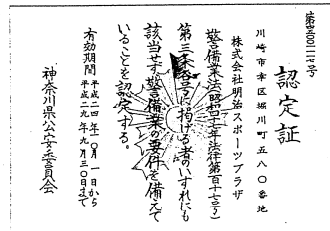
- ・センター長を、安全管理責任者として選任し、命令系統と責任者を明確にした体制を構築します。副センター長は、現場業務における責任者として安全管理責任者をサポートします。
- ・維持管理業務の維持管理責任者や設備員との連携を通じて、施設の安全を確保します。

【施設特性に応じたマニュアルの整備と研修】

- ・社内で整備している基本マニュアルを本施設の特性に応じてカスタマイズし、「わくわくドーム」緊急マニュアルを策定します。
- ・教育・研修を通じて独自緊急マニュアルの内容を現場職員に浸透させます。
- ・人為的要素に起因するリスクについては、予防対策・行動を徹底します。
- ・緊急時に備えた、CPR研修は日常的に実施します。
- ・定期的な救急救命訓練では、実践を想定したロールプレイングで、万が一の事態に備えます。

■ 警備業認証の取得による安全の高度化

- ・行政からのプール監視受託には、警備業の資格が必要であるとの通達が、2012年7月に警察庁から出されました。既に当社は警備業認定（NO. 45001117）を同年10月に完了しています。
- ・指定管理者は対象外ですが、認定取得に伴う教育指導責任者の採用や現場研修の充実により、教育・研修の質が向上しました。
- ・これらの体制を、救急救命の日常的な備えとともに、安全・安心の施設運営に活かします。



警備業認定証(当社)

内 容

安全面に関する方針

■ 救急救命に関する取組み

【 救急救命に備えた考え方と実績 】

- ・公共のスポーツ施設は、近年高齢者の利用が多く、急性的な脳疾患、心臓疾患の発症が、少なくありません。現場でこれらの事態に迅速に対応するため、常に、救急隊へ引き渡す前の一次救命に備えています。
- ・救急救命については、学生アルバイトにいたるまで、公認機関での救急救命講習受講を義務付けし、採用条件のひとつとしています。
- ・社の救命措置により、これまで多くの持病発症者を心肺蘇生させており、2012年度には川崎市宮前区や川崎区、また大阪府高槻市の消防署から表彰を受けました。



プールでの研修

【 メディック・ファースト・エイド資格取得 】

- ・現場の全常勤職員がメディック・ファースト・エイド(MFA:米国で開発された応急救護プログラム)の資格を取得し、人工呼吸・心臓マッサージ及びAEDの使用を確実にできる技能を身につけます。
- ・さらに出勤時に、毎日、人工呼吸と心臓マッサージによる一次救命(CPR)の訓練を行い、いざという時に技術が発揮できるよう心がけています。



毎日の CPR 訓練

【 救急救命に関する社内インストラクターによる講習会 】

- ・社内には救急救命講習受講に認定を発行できる「メディック・ファースト・エイド(MFA)インストラクター」が4名おり、各事業所での認定講習会や契約フリーインストラクターのための講習会を開催し、指導しています。社内のみならず外部にも、資格教育と認定を実施し、業界の安全普及に貢献しています。

【 心肺蘇生法訓練ダミー人形の活用 】

- ・各事業所に必ず1体の心肺蘇生法訓練ダミー人形を用意しており、出勤時のトレーニングを全員に義務付けています。現場実践スキルについては、休館日を利用してプール監視員やインストラクターの集合研修を実施しています。

【 救急救命技能コンテスト開催 】

- ・本年6月には、各施設から臨時職員を含む代表者を選出し、救急救命の技能を競うコンテスト「第1回ダイジョブですかコンテスト」を開催しました。参加者全員が日頃のトレーニング成果を披露し、大熱戦を繰り広げ、大いに盛り上がりました。



ダイジョブですかコンテスト

■ 全館インカム対応による素早い情報共有

- ・全館でトランシーバーによるインカム対応することにより、素早く情報の共有化を行い、緊急対応に備えるとともに、サービス水準向上に役立ちます。

● インカム導入のメリット

- ① 情報の即効性・同報性（一斉に全員に伝わる）
- ② 事故時の対応・応答性（移動しながら連絡できる）
- ③ 要望・クレーム等の即時報告（サービス向上、迅速な対応）



内 容

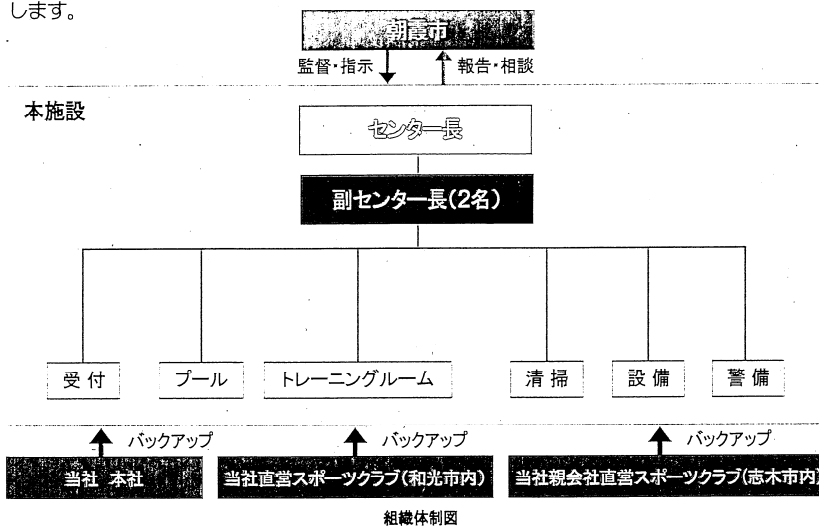
施設管理について

経験豊富なセンター長のもと、有資格者を配置して管理を行います

1 職員配置

■ 職員配置に関する基本的な考え方

- ・当社の豊富な人材を活用し、プロフェッショナルを必要なポジションに配置することで質の高いサービスを提供します。
- ・職員が複数の業務を行うマルチジョブを推進し、職員間の情報共有を図るとともに人件費を効果的に削減します。
- ・トレーニングルームの指導員や常勤職員には、メディック・ファースト・エイド(MFA)の有資格者を配置します。



■ センター長・副センター長の勤務ローテーション

- ・常にセンター長もしくは副センター長のうち、1名は在館するよう勤務ローテーションを組むことで、緊急時等においても明確な指揮命令系統を保持し、迅速な対応ができるように備えます。

	月	火	水	木	金	土	日
センター長	遅	早	休	遅	早	早	休
副センター長	遅	休	早	休	遅	遅	早
副センター長	早	遅	遅	早	休	休	遅

勤務シフト表

■ センター長

【施設の責任者としての役割】

- ・安全性の確保や市担当・関係部署等との連絡調整など統括責任者としての役割を担います。

主な業務		
・業務の総括	・運営連絡会に関する業務	・地域対応に関する業務
・事業計画に関する業務	・朝霞市との連絡及び調整	

センター長の主な業務

内 容

施設管理について

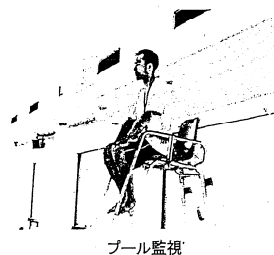
■ マルチスキル化と業務補完体制の実現

- ・ 当社は、各施設において受付からトレーニング指導、プール監視まで、幅広い業務を行っています。その人材育成ノウハウを活かして、受付業務に加え、利用者の指導も行うといったように、ひとりで複数業務を行える知識と技能を養う「マルチスキル化」を図ります。
- ・ マルチスキル化により、利用者の増減に応じて各職員が業務を相互に補完する、もしくは兼務することができるようになります。これにより、職員配置に柔軟性をもたせ、業務の質を確保しつつ、「業務の効率化」、「コスト縮減(人件費の削減)」を実現します。
- ・ 複数業務を理解している職員が増えることで、ワンストップサービスの提供が容易となり、利用者サービスの向上にもつながります。

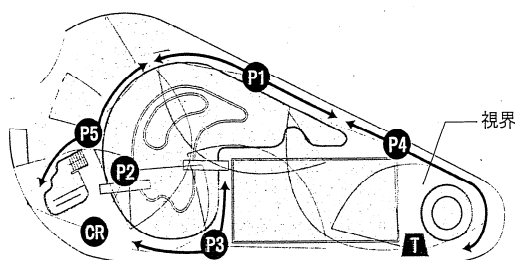
マルチスキル化と業務補完体制 各種研修による職員のレベルアップ
マルチスキル化による効率的運営
職員相互の業務補完体制の推進
ワンストップサービスの提供
適正な人員配置でのコスト削減

■ プール監視のポジショニングのローテーション

- ・ 緊張を強いられるプール監視については、当社では、監視のポジショニング(立ち位置、役割)を15分ごとにローテーションを行うこととし、監視員の集中力の持続に配慮しています。
- ・ 「CR、T、P1、P2、P3」監視ローテーション(下図参照)を基本とした万全の安全体制を敷くことにより、誰もが安心して利用できる環境を整備します。
- ・ 夏休み期間中の繁忙期には、10時から18時に監視員を1名増員し、「P4、P5」にあてます。



プール監視



CR コントロール＝司令・本部

監視業務の中核的役割を担うポジションで、各ポジションに的確な司令、情報を発信し、常にプール場内秩序維持を図ります。

T タワー＝監視台・監視者

監視区域のプール利用者のあらゆる動向をとらえ、危険を回避するための指示を他のポジションに出し、溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動も行います。プール場内の安全監視・救助活動を行います。プール場内の安全管理上極めて重要なポジションです。

P1 パトロール＝巡回・巡視

CR(コントロール)、T(タワー)と連携し、利用状況に応じて監視区域を自由に動いて、機動性を活かした安全監視・救助活動を行います。

P2 P3 パトロール＝巡回・巡視

CR(コントロール)、T(タワー)、P1(パトロール)と連携し、利用状況に応じて監視区域を自由に動いて、機動性を活かした安全監視・救助活動を行います。

P4 P5 パトロール＝巡回・巡視(繁忙期に追加配置)

CR(コントロール)、T(タワー)、P1(パトロール)と連携し、利用状況に応じて監視区域を自由に動いて、機動性を活かした安全監視・救助活動を行います。

プール監視体制図

内 容

施設管理について

2 職員の研修計画

■ 職員育成の基本的な考え方

- ・多様な研修により市の公共施設を運営するに相応しい人材を育成するとともに、職員の個々の能力にあった多様な教育・研修を実施します。
- ・外部専門講師やケーススタディ方式の取り入れなど、研修方法を工夫して、適正な対応と正確な判断力を習得し、施設のサービス向上につなげます。

教育・研修の基本方針

公共施設であることを認識し、行政実務や人権問題などの多様な研修の実施

専門講師、ケーススタディ、DVD研修など工夫された研修方法の実施

職員のモチベーション維持と将来を支援する外部研修の特別支援

「正な対応と正確な判断力」を習得し、施設のサービス向上へつなげます。

教育・研修の基本方針

■ 具体的な取り組み内容

【公共性についての教育】

- ・当社職員には、公共施設を理解し関連法規などを広く学ぶ「行政総合研修」を行います。
- ・「接客マナー研修」「救急救命研修」「コンプライアンス研修」「個人情報研修」については、職員全員に実施します。

『意欲的で創造力豊かな職員育成』

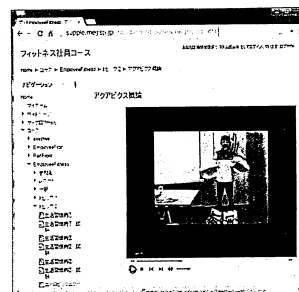
階層別研修	職能別研修	自己啓発
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 入社時研修 ◦ 2年目研修 ◦ 5年目研修 ◦ 7年目研修 ◦ 新任管理研修 ◦ 新任所長研修 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ フィットネス研修 ◦ 警備員初任研修 ◦ 水泳指導研修 ◦ 監視員研修 ◦ 食品衛生管理研修 ◦ 災害時対応研修 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ e-ラーニング ◦ 資格取得支援 ◦ 通信講座支援 ◦ 外部セミナー ◦ 講演会聴講 ◦ 推薦図書供与

当社受託施設基礎研修（ベーシック3（スリー））

接客マナー研修 Basic1	救急救命研修 Basic2	コンプライアンス研修・個人情報研修 Basic3
--------------------------	-------------------------	------------------------------------

【高次元の教育システム（e-ラーニングとDVD教材の一斉研修）】

- ・当社は、50本のDVD教育ソフトとその成果をネットで試験・結果確認ができる「e-ラーニングシステム」より、自宅や通勤中でも学習が可能な教育システムを構築しています。
- ・勤務時間を削ることなく、充実した研修を実施することができ、研修終了者には奨励金（内容により5千円～1万円）を支給しています。
- ・当社だけではなく、親会社の研修体制も全面的にバックアップしていきます。



e-ラーニング（画面イメージ）

内 容

施設管理について

【 具体的な研修計画と内容 】

・公共施設であることを踏まえ、人権問題研修やコンプライアンス研修等を実施し、施設の安全・安心を確保します。

研修名	目的	対象者	頻度	主な内容
接客マナー研修	社会人として基本的なマナーを身につける	全職員	配属時	接客、接客、コミュニケーション、敬語
救急救命・応急救護研修	急病人やけが人の適切で迅速な初期対応を行う	全職員	配属時 (2日間)	心肺蘇生法や応急処置などに関する研修(講義・演習)
個人情報研修	個人情報保護法の重要性と規則と管理方法を学ぶ	全職員	年1回	個人情報保護法、Pマーク
コンプライアンス研修	企業の遵守と道徳理念の理解を求める	全職員	配属時 及び 年2回	ケーススタディによる研修
施設概要研修	施設の概要を理解する	新たに配属する職員	配属時 (2日間)	施設の使命、設置目的、事業内容、設立理念などの研修・講義
フィットネス研修	スポーツ指導に関わる業務の品質確保と向上	職務担当者	配属時 年4回 (1日間)	マニュアルや講習にもとづく技能の習得研修(講義・演習)
フロント研修	高度な接客、接客などの品質確保・向上	職務担当者	配属時 年4回 (2日間)	フェイスニング
メディック・ファースト・エイド取得研修	心肺蘇生法やAEDの使用方法について	全職員	1回/2年 ※資格更新時	心肺蘇生法訓練ダミー人形を使い、実際にAEDの使用体験及びメディック・ファースト・エイド資格の取得を行う

研修計画

内 容

緊急時対策について

緊急事態の種類に応じた対応体制を整備し、利用者の安全確保を最優先に対応します

1 緊急時の対応体制

■ センター長を中心とした対応

- ・事故や急病等への注意事項等を掲示することで、利用者の注意を喚起し、発生率の低下に努めるとともに、発生時には全職員が対応できる体制を整え、全力で応急措置を実施します・緊急事態の発生時にはセンター長が指揮を執り、全職員が対応できる体制で、全力で応急措置を実施します。センター長不在時は、副センター長が指揮を執ります。
- ・重大な事故・災害に対しては、朝霞市と連携しながら、当社総務部が対応し、当社代表取締役が全ての責任を負います。

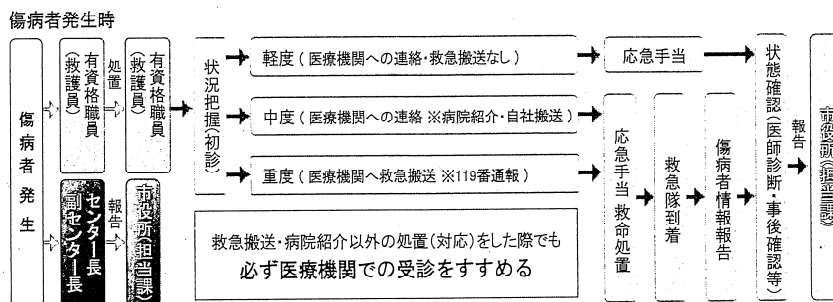
■ マニュアルの整備と研修の徹底

- ・「安全衛生管理マニュアル」に対応体制を規定するとともに、これに準じた研修や講習会を開催して、利用者への的確な対応を実現します。
- ・緊急時には利用者の安全を最優先とし、救急救命や応急措置を実施します。

2 緊急事態の種類に応じた的確な対応

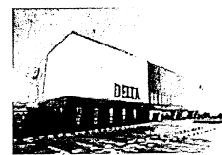
■ 利用者の疾患や怪我に伴う救急事態への対応

- ・疾患や怪我による救急時には、日常的に訓練している当社職員が、利用者の安全を最優先とし、救急救命や応急措置を即座に実施します。
- ・怪我人等の応急手当が確実かつスムーズに行われるように、全職員に対して救急救命講習を実施します。
- ・怪我等の発生時の対応をマニュアルに盛り込み、研修等を通じて周知徹底させます。
- ・地域の病院との連携を推進します。



● 人命救助の実績

- ・当社直営スポーツクラブ（大阪府高槻市）では、2007年に人命救助により、消防署より表彰を受けました。
- ・2011年にも高槻市市民プール、当社直営スポーツクラブ（大阪府高槻市）において、心肺停止状態の2名の利用者を蘇生させるなど、日ごろの訓練の成果を発揮しています。



当社直営スポーツクラブ
(大阪府高槻市)

条例

○朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「本件事故」とは、平成26年4月22日に朝霞市健康増進センター内のリハビリプールにおいて発生した利用者の死亡事故をいう。

(設置)

第3条 本件事故等に関する事項について、市長の諮問に応じ、中立かつ公正な立場で必要な調査及び審議を行い、再発防止に向けた方策を市長に提言するため、朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本件事故の原因、経過、発生状況及び救護措置に関すること。
- (2) 本件事故における朝霞市及び朝霞市健康増進センターの管理を行う指定管理者の対応に関すること。
- (3) 事故の再発防止に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第5条 委員会は、委員3人で組織する。

2 委員は、プールの運営管理、法的又は医学的な事項に関する知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から再発防止に向けた方策の検討結果をまとめ、市長に提言する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の全員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康づくり部健康づくり課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

健康増進センタープール事故防止等検討委員会	委員	日額	1万4,600円	2,400円	旅費条列を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円
-----------------------	----	----	----------	--------	------------------------	----	--------	----------

○朝霞市健康増進センター設置及び管理条例

平成5年12月24日条例第26号

(目的及び設置)

第1条 市民の健康の増進を図り、もって福祉の向上に寄与するため、朝霞市健康増進センター(以下「センター」という。)を朝霞市大字浜崎27番地に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの利用に関すること。
- (2) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせるものとする。

- (1) 前条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

(休所日)

第4条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用について条件を付し、又は利用させないことができる。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) センターの施設又はその附属設備を破損するおそれのあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 センターを利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表第1に定める範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、前払式証票の種別及び金額は、別表第2に定める範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の収入)

第8条 市長は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の免除減免)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を得て前条の利用料金を免除減額し、又は免除することができる。

- (1) 指定管理者が必要と認める事業を行うとき。
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得てその全部又は一部を還付することができる。

(利用条件の変更等)

第11条 指定管理者は、センターの管理上特に必要があると認めるとき、又はセンターを利用している者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の条件を変更し、利用を停止し、又は退去させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によってセンターを利用したとき。

2 市及び指定管理者は、利用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又はその附属設備に損害を与えた場合は、速やかにこれを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年規則第35号で平成6年7月1日から施行)

附 則(平成6年条例第28号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第18号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第30号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

施設名	区分	利用料金
温水プール	一般	2時間 400円
	小学生・中学生	2時間 200円
	幼児	無料
トレーニングルーム	一般	1回 200円
リフレッシュルーム	一般	1回 500円
	小学生・中学生	1回 300円
	幼児	無料

備考

- 1 幼児とは小学校就学前の者を、一般とは幼児、小学生又は中学生以外の者をいう。
- 2 温水プールの超過時間の利用料金は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、規定利用料金の5割に相当する額とする。
- 3 朝霞市、志木市、和光市又は新座市市内に居住し、通勤し、又は通学している者以外の者が利用する場合の利用料金は、規定利用料金の10割に相当する額を当該規定利用料金に加算した額とする。

別表第2(第7条関係)

種別	金額
2,200円相当	2,000円
4,400円相当	4,000円